

札幌市再犯防止推進計画（案）

令和6年（2024年） 月

札幌市

はじめに

令和6年（2024年） 月

札幌市長 秋元 克広

< 目 次 >

第1章 計画の策定にあたって	1
1 計画策定の趣旨	1
2 計画の期間	2
3 計画の位置付け	2
第2章 再犯を取り巻く状況と課題	3
1 犯罪をした人等の処遇について	3
2 再犯者数・再犯者率の状況	5
3 更生保護に関する状況	6
4 再犯の防止に関する市民意識調査の状況	12
第3章 計画の目的・基本方針・成果指標	18
1 計画の目的	18
2 基本方針	18
3 重点項目	18
4 成果指標・参考指標	19

第4章 取組の内容	22
札幌市における再犯の防止等に関する取組一覧	22
1 就労・住居の確保等を通じた自立支援のための取組	24
2 保健医療・福祉サービスの利用の促進等のための取組	33
3 学校等と連携した修学支援の実施等のための取組	41
4 様々な困難に応じた効果的な支援の実施等のための取組	45
5 民間協力者の活動の促進等のための取組	49
6 国・民間団体等との連携強化等のための取組	52
7 広報・啓発活動の推進等のための取組	56
第5章 計画の推進体制	60

コラム

再犯の防止等に関する取組は、様々な関係機関・団体によって支えられています。本計画では、こうした関係機関・団体の活動内容を紹介します。

また、犯罪被害に遭われた方への支援も重要であることから、札幌市の犯罪被害者等支援制度についても紹介します。

札幌市における犯罪被害者等に関する取組	21
札幌協力雇用主会連合会	29
札幌市居住支援協議会	32
北海道地域生活定着支援札幌センター	35
札幌地方検察庁	36
札幌弁護士会	39
札幌市社会福祉協議会	40
札幌市BBS会	44
更生保護法人札幌更生保護協会	51
札幌保護観察所	54
札幌矯正管区	55
札幌市保護司会連絡協議会	58
札幌市更生保護女性連合会	59

資料編

資料1 札幌市犯罪のない安全で安心なまちづくり等審議会	62
資料2 用語集	65

第1章 計画の策定にあたって

1 計画策定の趣旨

全国の刑法犯の認知件数^{※1}は年々減少傾向にあり、再犯者^{※2}についても年々減少傾向にありますが、それを上回るペースで初犯者も減少し続けているため、令和3年（2021年）の刑法犯検挙者に占める再犯者の割合は48.6%と高い割合を占めています。

平成28年（2016年）12月には「再犯の防止等の推進に関する法律（以下「再犯防止推進法」といいます。）」が制定、施行され、再犯の防止等^{※3}に関する施策を実施等する責務が国だけでなく、地方公共団体にもあることが明記されるとともに、地方公共団体は、国の再犯防止推進計画を勘案し、当該地方公共団体における再犯の防止等に関する施策の推進に関する計画を定めるよう努めることとされました。

犯罪をした人等^{※4}の中には、住居や安定した仕事がない、薬物依存があるなど、多くの困難を抱える人が少なくありません。犯罪をした人等のこうした生きづらさの課題に対応し、再犯を防止するためには、刑事司法関係機関による取組だけでは限界があるため、社会復帰後、地域社会で孤立させない息の長い支援等を国、地方公共団体、民間団体等が緊密に連携して実施する必要があります。

犯罪は決して許されるものではなく、犯罪をした人等を支援することに疑問や違和感を持つ人もいるかもしれません。しかしながら、犯罪をした人等も支援を必要としている一人の市民であり、こうした人を地域社会から排除し孤立させることは問題の解決にならないばかりか、再犯のリスクを高めることにつながりかねません。

札幌市においても再犯防止推進法の趣旨等を踏まえ、犯罪をした人等の立ち直りを社会全体で応援することで再犯を防ぐ環境を整え、新たな犯罪や犯罪被害者等を生まないための取組を推進するため、「札幌市再犯防止推進計画」を策定します。

※1 認知件数

警察が発生を認知した事件の数。

※2 再犯者

刑法犯により検挙された者のうち、前に道路交通法違反を除く犯罪により検挙されたことがあり、再び検挙された者。

※3 再犯の防止等

犯罪をした人等が犯罪をすることを防ぐこと（非行少年の非行をなくすこと及び非行少年であった人が再び非行少年になることを防ぐことを含む。）。

※4 犯罪をした人等

犯罪をした人又は非行少年（非行のある少年をいう。）若しくは非行少年であった人のことをいい、矯正施設（刑務所、少年刑務所、拘留所、少年院、少年鑑別所及び婦人補導院）の退所（退院）者に限定されない。捜査機関において犯罪行為を行った事実（被疑事実）が認められたものの、犯罪の軽重や情状等が考慮され、微罪処分や不起訴処分（起訴猶予）となり裁判に至らなかった人や、刑の執行を猶予された人、保護観察を終えた人なども含まれる。なお、婦人補導院は、令和6年（2024年）4月1日付で廃止予定。

2 計画の期間

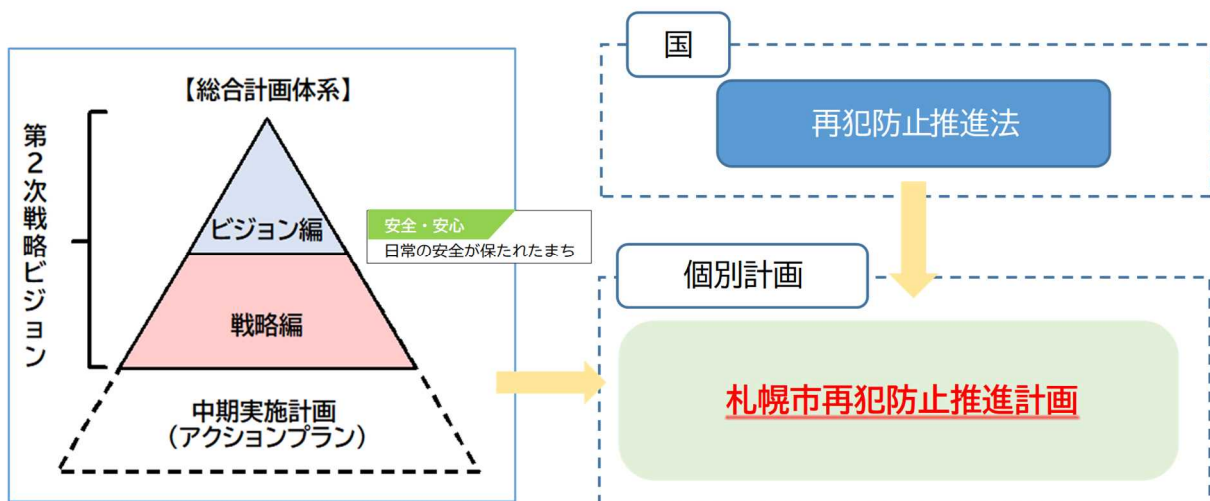
令和6年度（2024年度）から令和10年度（2028年度）までの5年間とします。なお、期間中に関係法令の改正や再犯防止を取り巻く状況に大きな変化があった場合などは、必要に応じて見直しを行います。

3 計画の位置付け

本計画は、再犯防止推進法第8条第1項に定める地方再犯防止推進計画として策定します。

札幌市のまちづくりの計画体系においては、「第2次札幌市まちづくり戦略ビジョン」の基本的な方向に沿って策定する各分野の個別計画に位置付けられます。

また、誰一人取り残さない持続可能な開発目標（SDGs:Sustainable Development Goals）の理念を踏まえ、本計画の推進に取り組んでいきます。



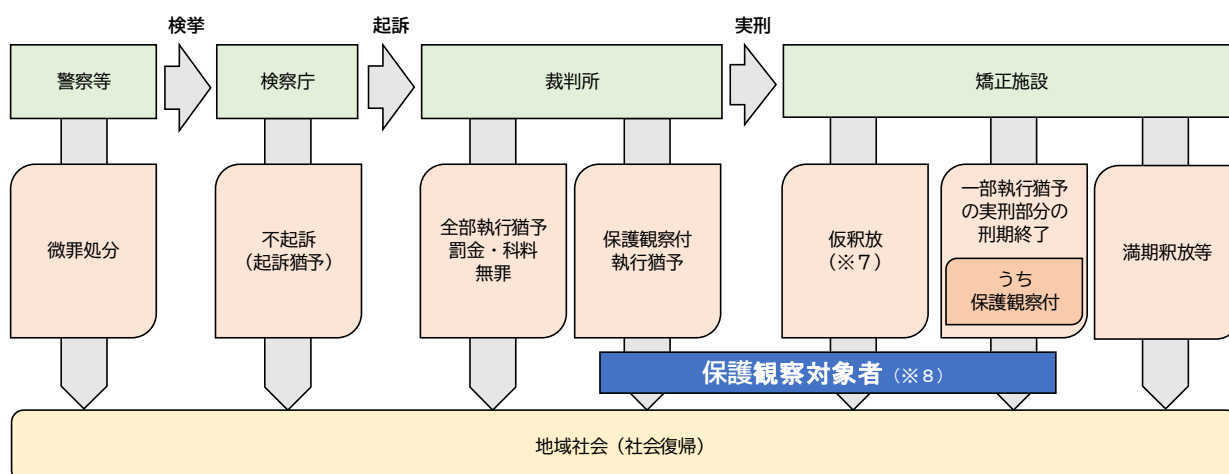
第2章 再犯を取り巻く状況と課題

1 犯罪をした人等の処遇について

再犯防止推進法では、犯罪をした人等とは、犯罪をした人又は非行少年^{※5}若しくは非行少年であった人のことをいい、矯正施設^{※6}の退所（院）者に限定されません。捜査機関において犯罪行為を行った事実（被疑事実）が認められたものの、犯罪の軽重や情状等が考慮され、微罪処分や不起訴処分（起訴猶予）となり裁判に至らなかった人や、刑の執行を猶予された人、保護観察を終えた人なども含まれています。

犯罪をした人等の多くは、矯正施設に入所（院）することなく地域社会に戻ることでありますが、中には社会復帰に向けた支援が必要な人がおり、再犯を防止するためには、そうした人たちへの支援も不可欠です。

<刑事司法手続の流れ>



※5 非行少年

犯罪少年、触法少年、ぐ犯少年の総称。なお、令和4年（2022年）4月1日から民法上の成人年齢は18歳以上に引き下げられたが、18歳及び19歳の人には引き続き少年法が適用されるため、刑事司法上は「特定少年」として少年に準じた取扱いがなされることとなった。

※6 矯正施設

刑務所、少年刑務所、拘置所、少年院、少年鑑別所及び婦人補導院の総称。なお、婦人補導院は、令和6年（2024年）4月1日付けで廃止予定。

※7 仮釈放

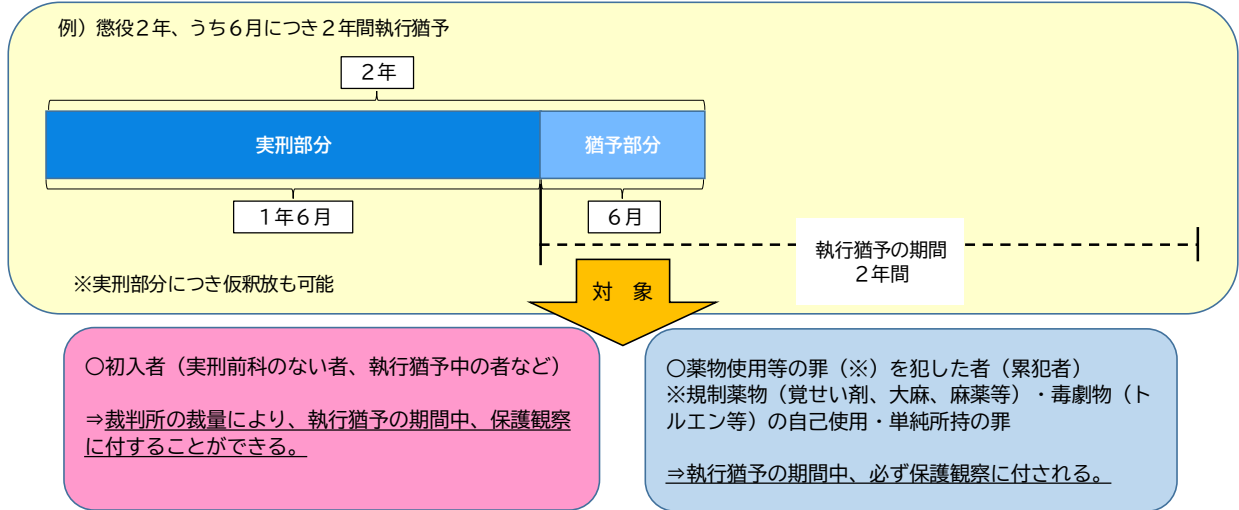
再犯を防止し、改善や更生、円滑な社会復帰を促進するために、懲役又は禁錮の受刑者を刑期満了前に仮に釈放し、仮釈放の期間（残刑期間）が満了するまで保護観察に付すること。

※8 保護観察

犯罪をした人または非行のある少年が、社会の中で更生するように、保護観察官及び保護司による指導と支援を行うもの。

<刑の一部執行猶予制度>

裁判所が3年以下の刑期の懲役・禁錮を言い渡す場合、その刑の一部について、1～5年間、執行を猶予することができる制度です。



【令和4年版再犯防止推進白書】

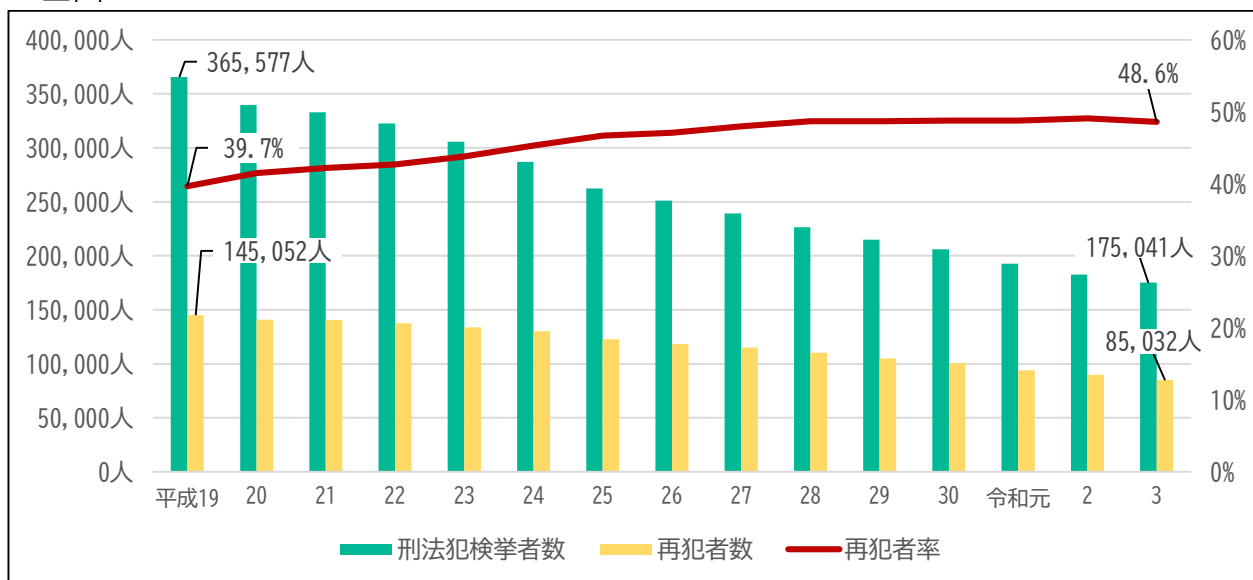
2 再犯者数・再犯者率の状況

(1) 刑法犯検挙者中の再犯者数・再犯者率^{※9}の推移（全国と札幌市（注））

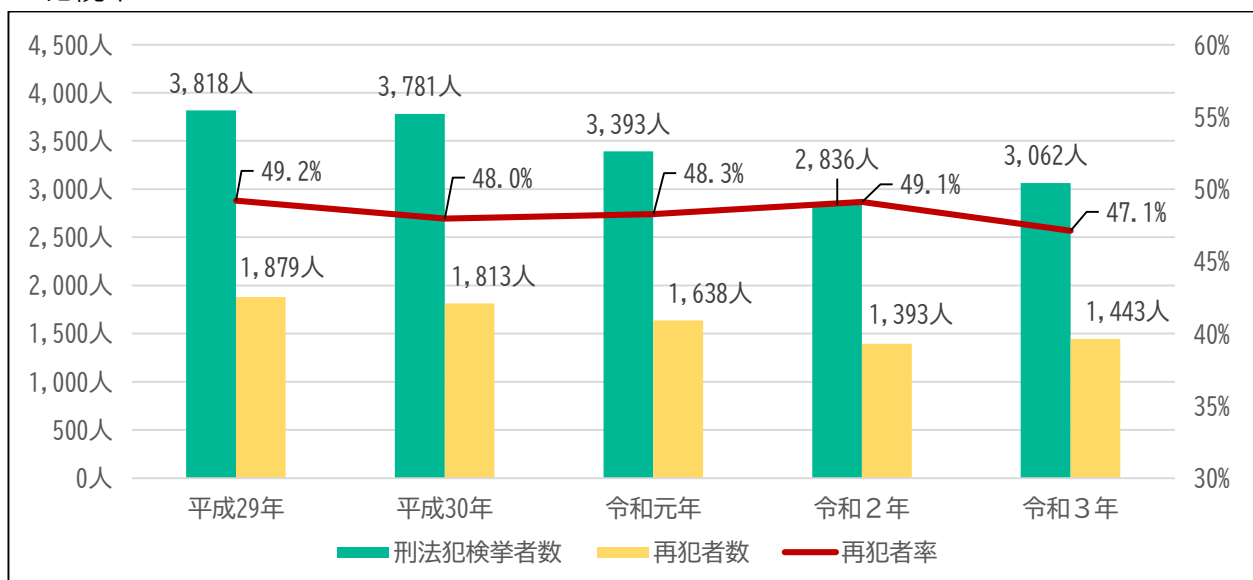
令和3年（2021年）の札幌市における刑法犯検挙者に占める再犯者の割合は47.1%で、全国と同水準となっています。

（注）札幌市のデータは、札幌市を管轄するすべての警察署における検挙人数に係るデータであり、石狩市、当別町、北広島市を含む。

<全国>



<札幌市>



【令和4年版再犯防止推進白書及び法務省提供データ】

<再犯者数・再犯者率の状況に見る札幌市の課題>

札幌市においても、全国と同様に再犯者率が高く、約半数を占めており、犯罪を減らすためには再犯防止の取組を推進していく必要があります。

※9 再犯者率
刑法犯検挙者数に占める再犯者数の割合。

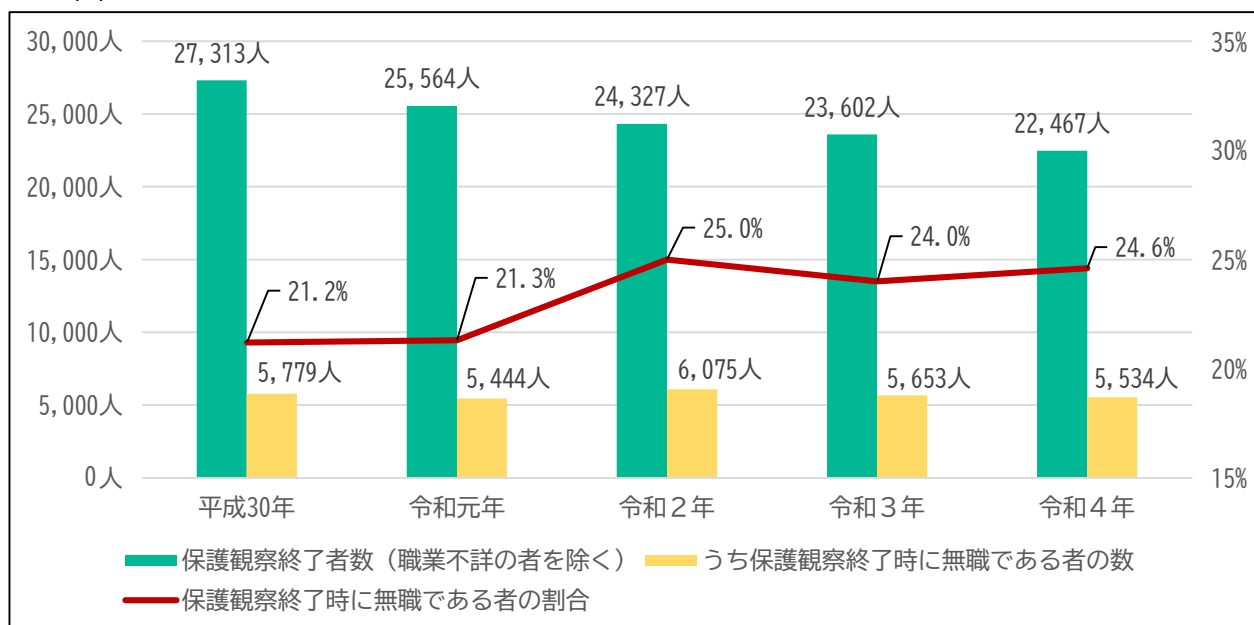
3 更生保護に関する状況

(1) 保護観察終了時に無職の人の数及びその割合（全国と札幌保護観察所管内（注））

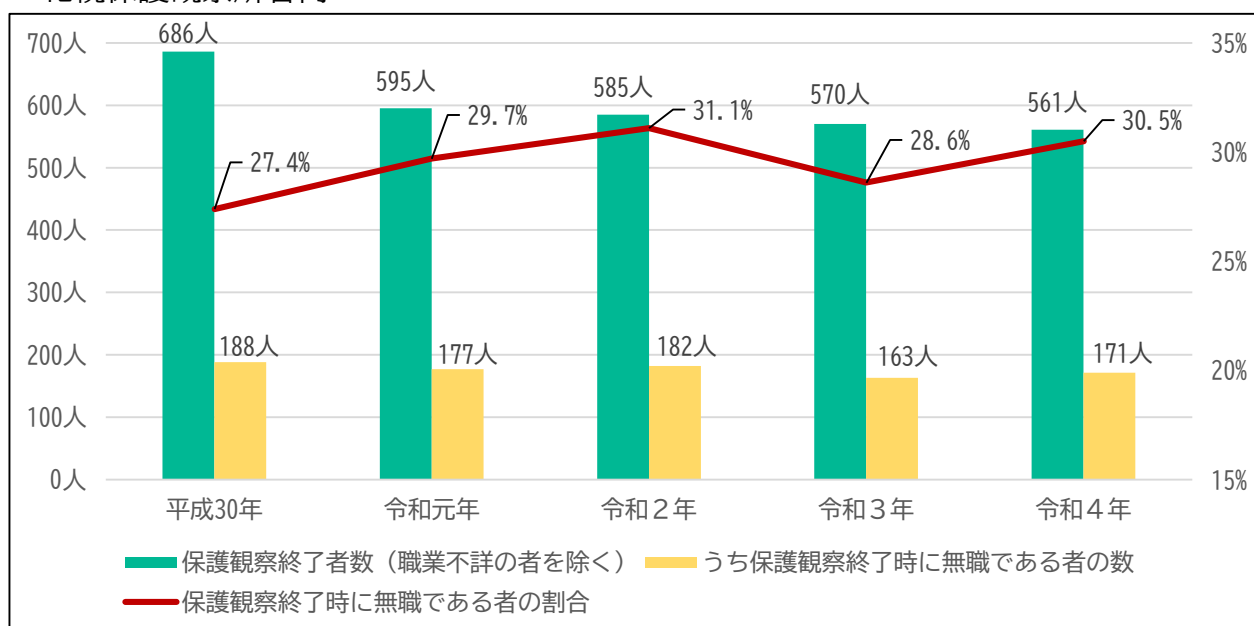
札幌保護観察所管内における保護観察終了時に無職であった人の数は、令和4年（2022年）は前年と比べて8人多い171人でした。その割合も前年と比べて1.9ポイント増の30.5%に上昇し、全国の割合（24.6%）と比べて高くなっています。

（注）札幌保護観察所は札幌地方裁判所管内を管轄しており、札幌市のほか、江別市、岩見沢市、恵庭市、千歳市、苫小牧市、室蘭市、小樽市などを含む（20市35町6村）。

<全国>



<札幌保護観察所管内>

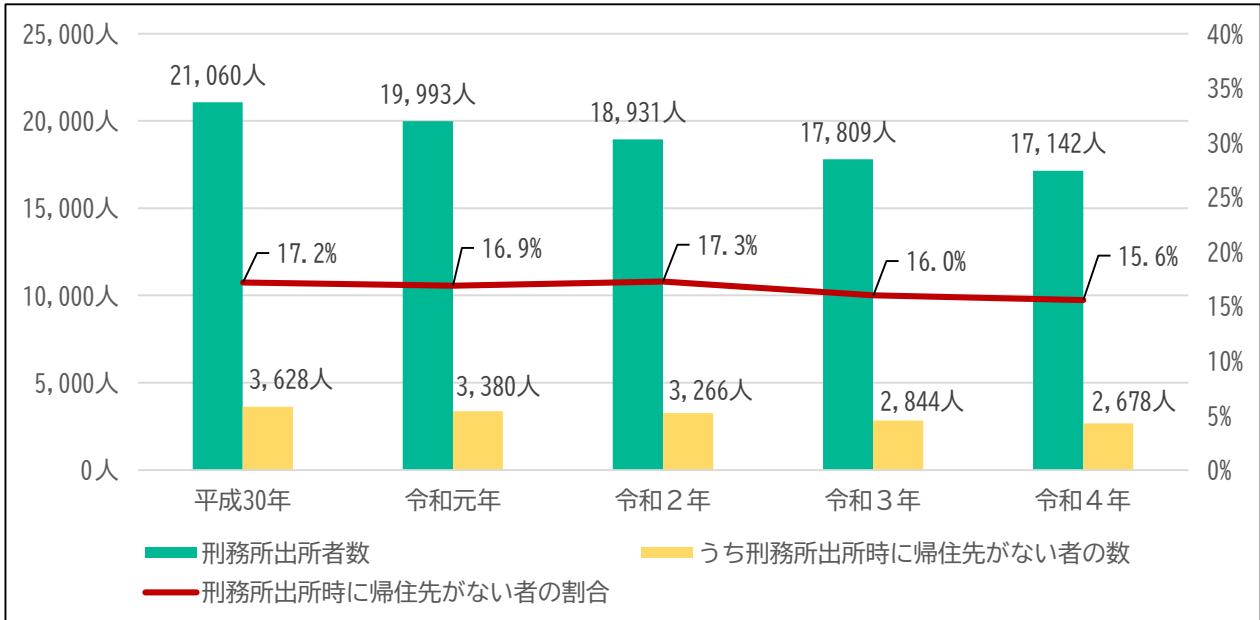


【法務省提供データ】

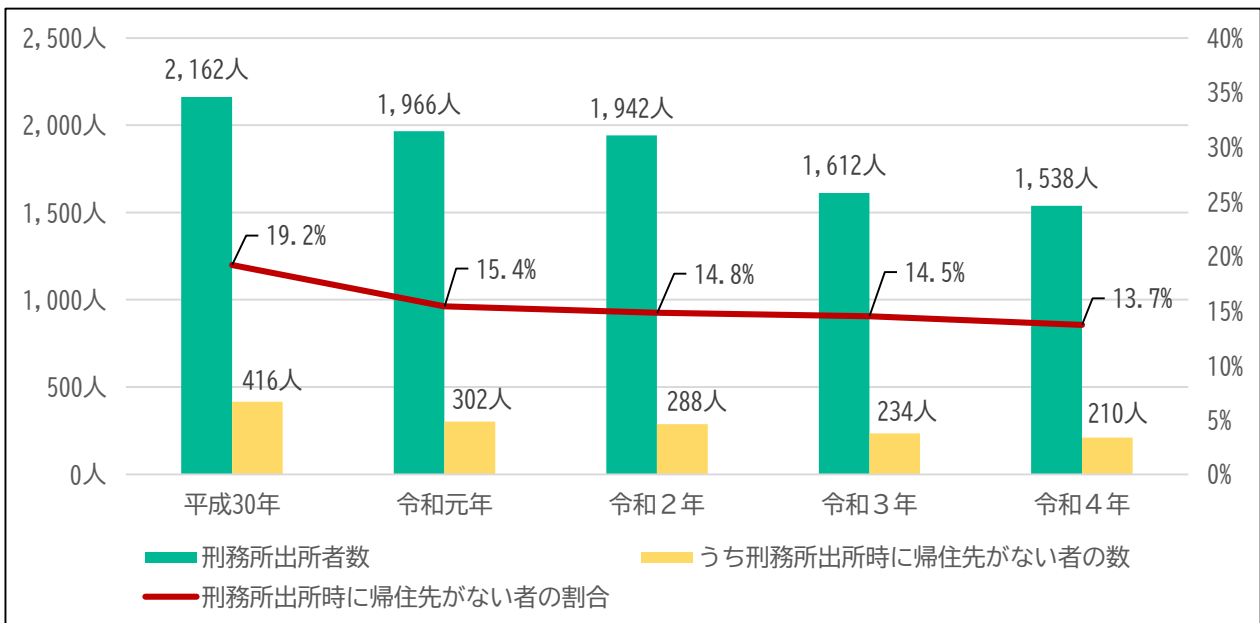
(2) 刑務所出所時に帰住先のない人の数及びその割合（全国と北海道）

北海道内における刑務所出所時に帰住先のない人の数は、令和4年（2022年）は前年と比べて24人少ない210人でした。その割合も前年と比べて0.8ポイント減の13.7%に低下し、全国の割合（15.6%）と比べて低い値でした。

<全国>



<北海道>

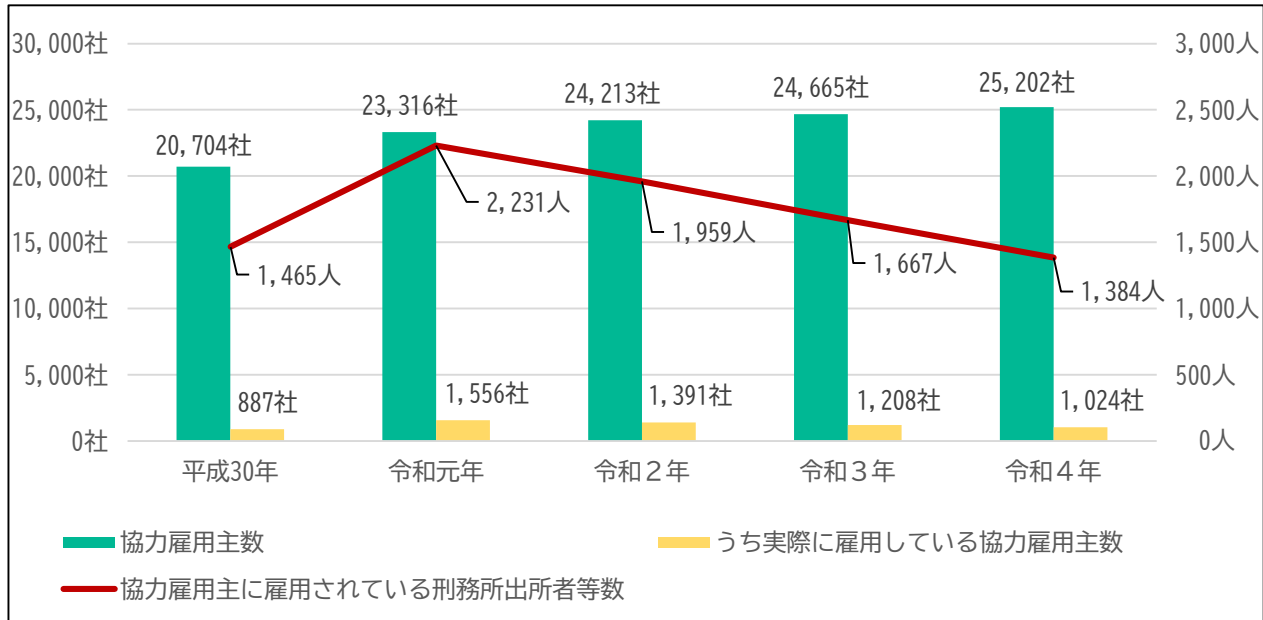


【法務省提供データ】

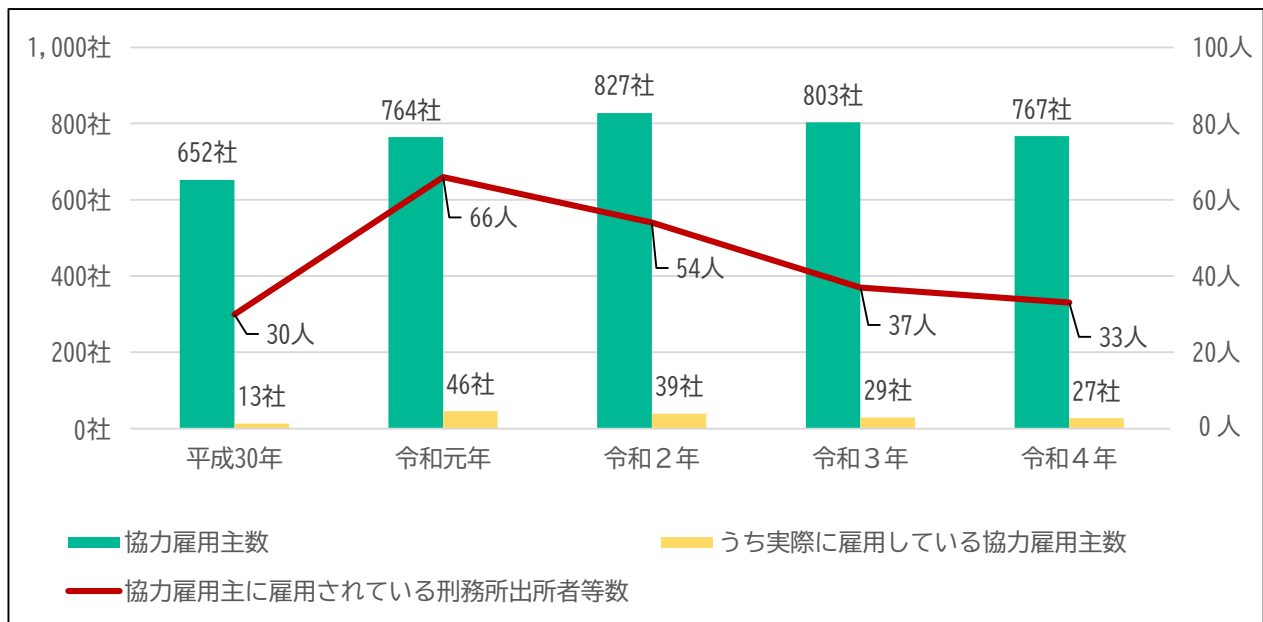
(3) 協力雇用主数、実際に雇用している協力雇用主数及び協力雇用主に雇用されている刑務所出所者等数（全国と札幌保護観察所管内）

近年、協力雇用主^{※10}の数は全国的に増加傾向にあります。一方、協力雇用主に雇用されている刑務所出所者等数は、令和2年（2020年）以降全国的に減少傾向にあり、札幌保護観察所管内も同様の傾向となっています。

<全国>



<札幌保護観察所管内>



【法務省提供データ】

※10 協力雇用主

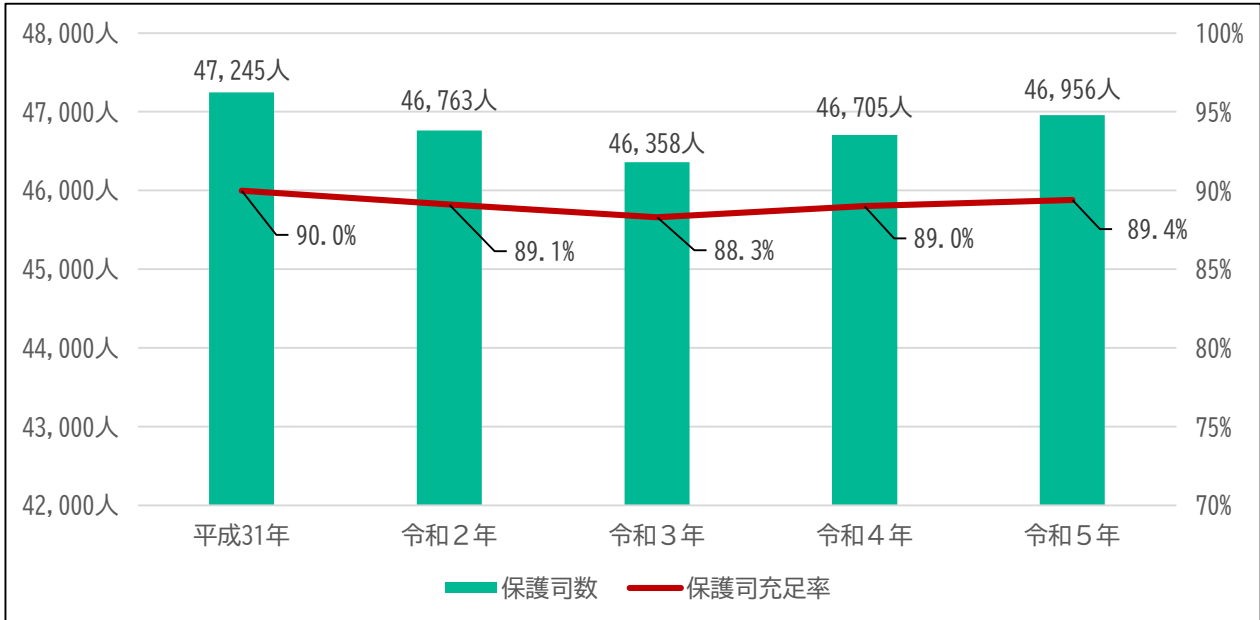
犯罪をした人等の自立及び社会復帰に協力することを目的として、犯罪をした人等を雇用し、又は雇用しようとする事業主。

(4) 保護司数及び保護司充足率（全国と札幌保護観察所管内）

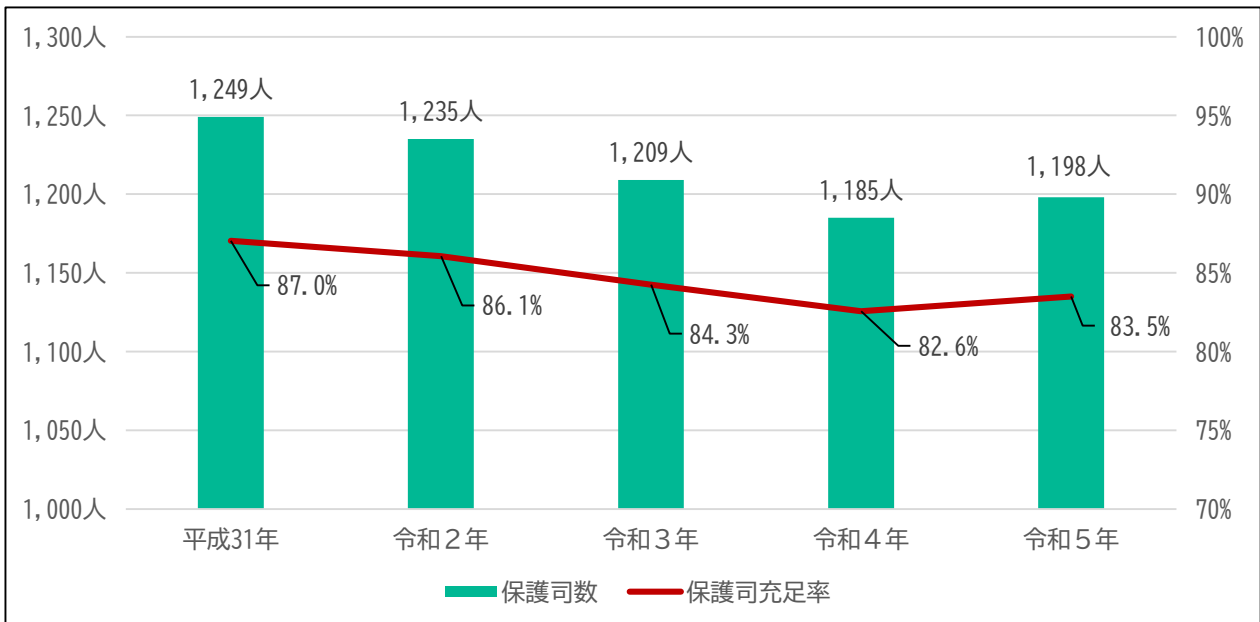
近年、保護司^{※11}数及び保護司充足率は全国的にほぼ横ばいの状況となっています。札幌保護観察所管内における保護司数及び保護司充足率は減少・低下傾向にあり、令和5年（2023年）の割合も全国（89.4%）を下回っています。

（注） 各年1月1日現在の数値

<全国>



<札幌保護観察所管内>



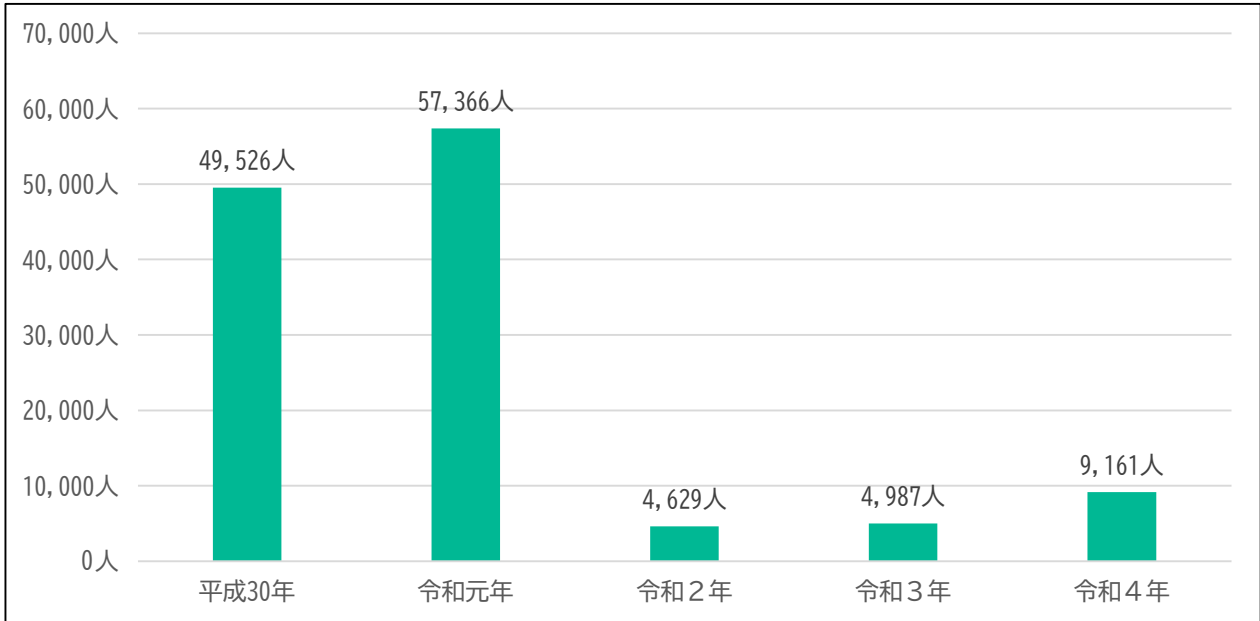
【法務省提供データ】

※11 保護司

犯罪をした人や非行のある少年の立ち直りを地域で支えるボランティア。その身分は法務大臣から委嘱を受けた非常勤の国家公務員であり、保護観察の実施、犯罪予防活動等の更生保護に関する活動を行っている。

(5) 「社会を明るくする運動」への参加人数（札幌保護観察所管内）

札幌保護観察所管内の「社会を明るくする運動^{※12}」行事参加人数は、令和元年（2019年）までは年々増加していましたが、新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴い、行事の開催が制限されたこともあり、令和4年（2022年）は令和元年（2019年）の2割以下の参加人数となっています。



【法務省提供データ】

※12 社会を明るくする運動

すべての国民が、犯罪や非行の防止と罪を犯した人たちの更生について理解を深め、それぞれの立場において力を合わせ、犯罪や非行のない安全で安心な明るい地域社会を築くための全国的な運動。

再犯防止啓発月間である7月は、本運動の強調月間でもあり、全国各地において、運動の推進に当たっての内閣総理大臣メッセージや、ポスター等を活用した広報啓発を行っている。

<更生保護に関する各種データに見る札幌市の課題>

保護観察終了時に無職である人の割合は、札幌保護観察所管内では全国に比べ高い水準で推移しており、協力雇用主に雇用されている刑務所出所者等数は減少傾向にあることから、犯罪をした人等を取り巻く就労環境が不安定な状況にあると言えます。

また、刑務所出所時に帰住先のない人は北海道で13.7%となっていることから、札幌市においても一定数は同様の状況にあることが推察され、犯罪をした人等の住宅の確保について支援が必要であることが分かります。

犯罪をした人等に寄り添い、生活上の助言や就労の援助などを行って、立ち直りや社会復帰を支援する保護司については、札幌保護観察所管内の充足率は全国に比べ低い状況にあり、担い手不足が顕著となっています。

保護司の活動を含めた更生保護について市民の理解を深める活動である「社会を明るくする運動」については、新型コロナウイルス感染症の感染が拡大した令和2年（2020年）以降は参加人数が大幅に減少し、近年は周知・啓発の機会が少なくなっています。

以上のことから、犯罪をした人等が、社会復帰し安定した生活を送るためには、就労や住宅の確保に向けた支援を進めていくことが必要であるとともに、犯罪をした人等の立ち直りに大きく貢献している保護司の安定的な確保に向けた取組や、近年停滞していた更生保護に関する市民の理解を深める広報・啓発などの取組を積極的に行うことが重要です。

4 再犯の防止に関する市民意識調査の状況

再犯の防止に関する市民の意識調査を行うため、インターネットアンケートを実施しました。

<インターネットアンケートの概要>

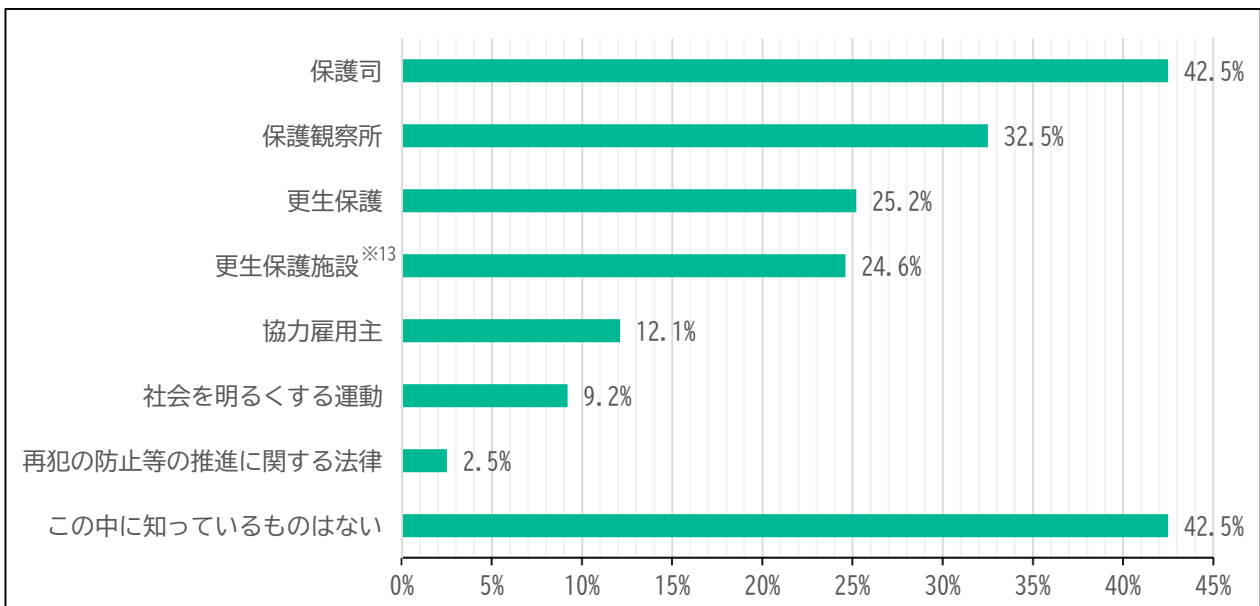
- ・調査方法：調査会社の登録モニターにメールを配信し、Web システムで回答を回収
- ・調査対象：15 歳以上の札幌市民
- ・調査期間：令和 5 年（2023 年）7 月 11 日～7 月 21 日
- ・回答数：480 件（回答数到達まで調査継続）

【内訳】性別（男性：240 人、女性：240 人）

年齢（30 代以下：120 人、40 代：120 人、50 代：120 人、60 代以上：120 人）

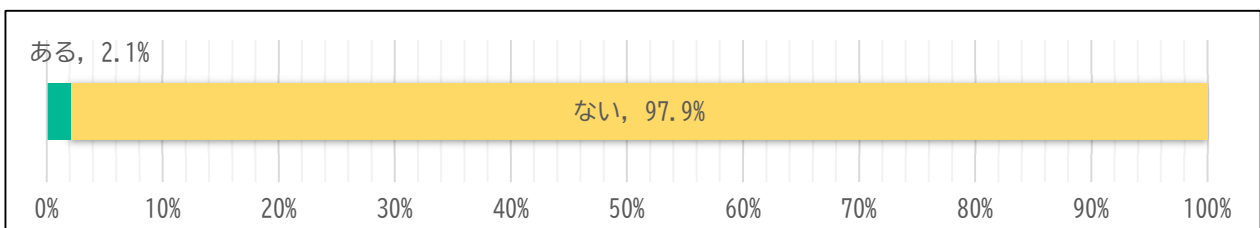
(1) 再犯防止等に関する用語のうち、内容を知っているものはありますか（複数回答可）。

最も多かったのが、「保護司」の 42.5%、次いで多かったのが、「保護観察所」の 32.5% でしたが、選択肢の中に知っている用語がない人は 42.5% という状況でした。



(2) 犯罪をした人等の立ち直りに協力したことがありますか。

ほとんどの人が立ち直りに協力したことがないという状況でした。

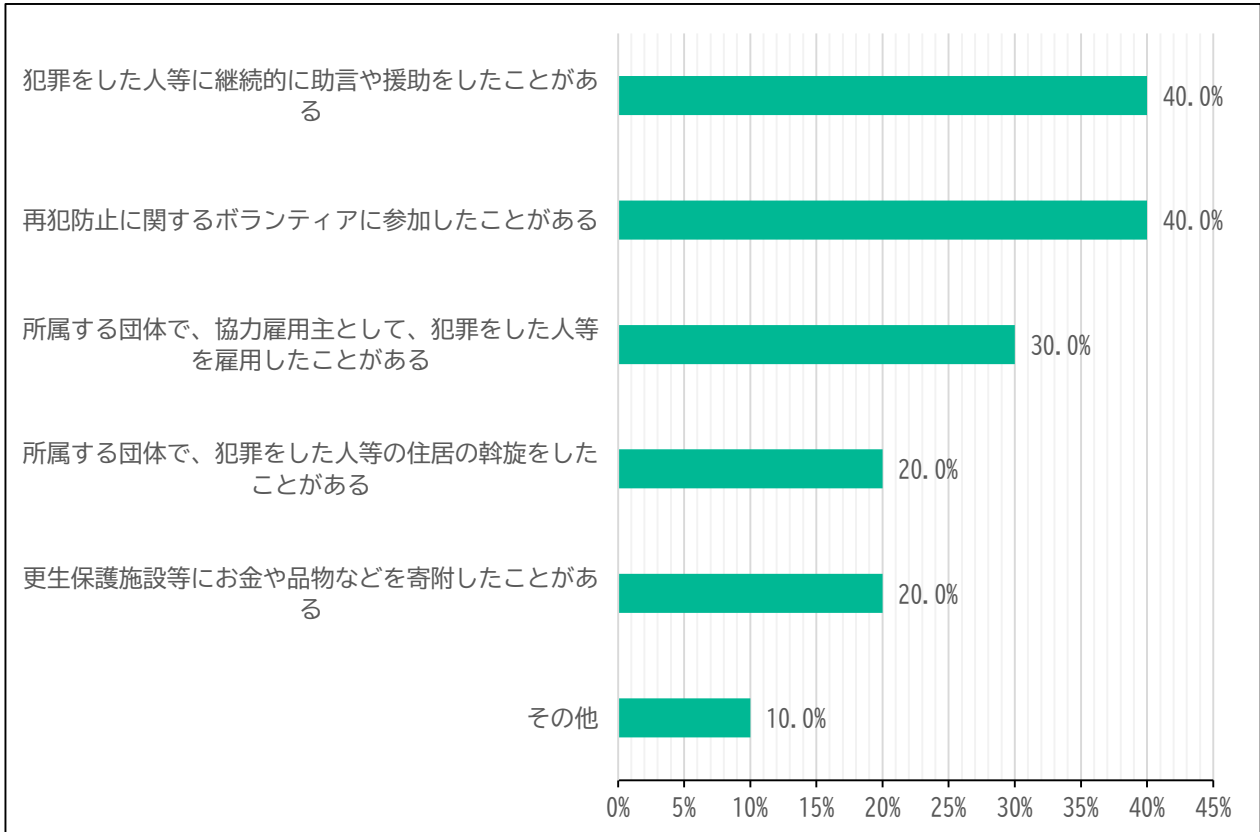


※13 更生保護施設

主に保護観察所からの委託を受けて、住居がない、頼るべき人がいないなどの理由で直ちに自立することが難しい保護観察対象者や更生緊急保護の対象者を受け入れて、宿泊場所や食事を提供するほか、社会復帰のための就職援助や生活指導等を行う施設。

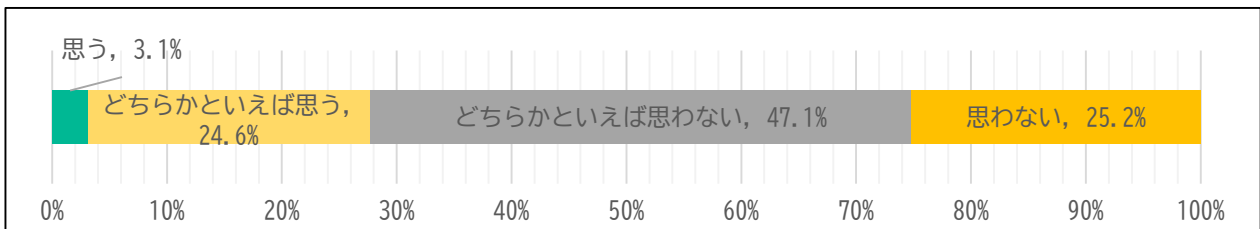
(3) (2)で「ある」を回答した方に対して
 どのような協力をしたことがありますか（複数回答可）

最も多かったのが、「犯罪をした人等に継続的に助言や援助をしたことがある」と「再犯防止に関するボランティアに参加したことがある」の40.0%、次いで多かったのが、「所属する団体で、犯罪をした人等を雇用したことがある」の30.0%でした。



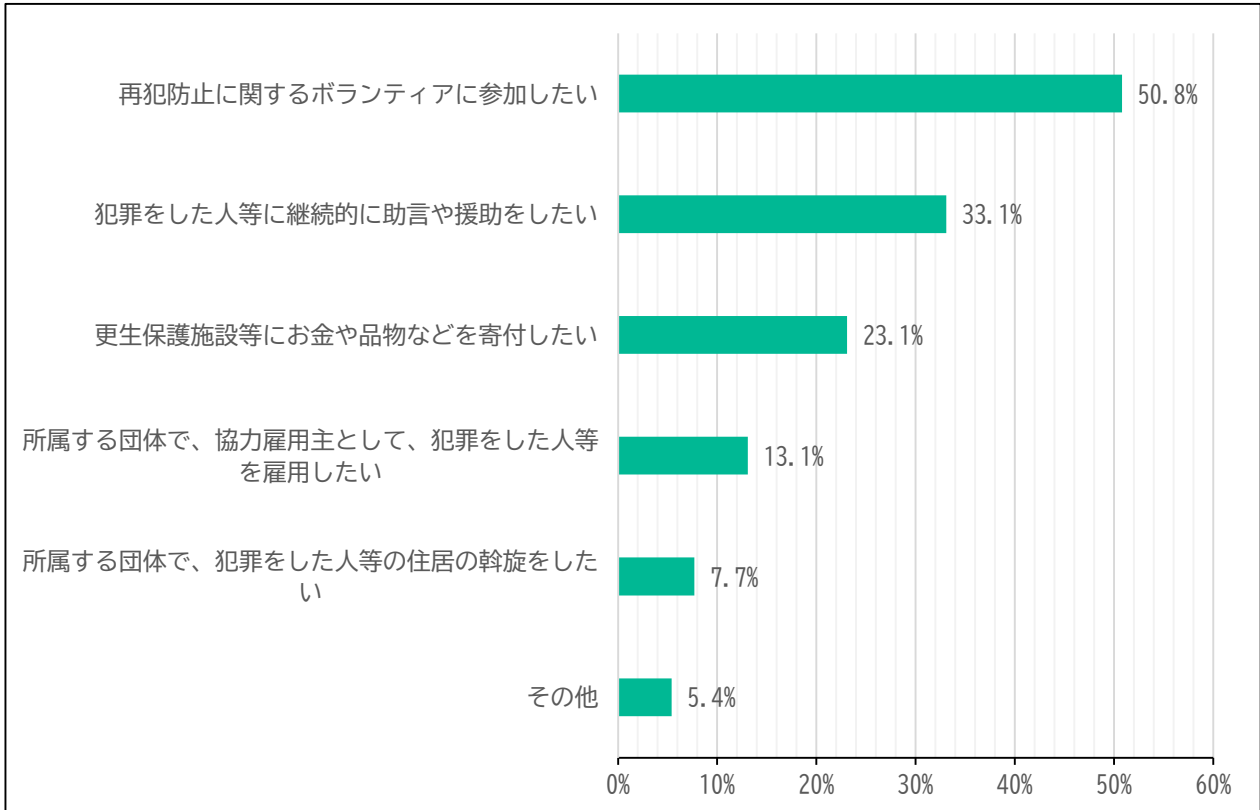
(4) 犯罪をした人等の立ち直りに協力したいと思いますか。

約3割の人が立ち直りに協力したいと「思う」、「どちらかといえば思う」と回答した一方で、立ち直りに協力したいと「どちらかといえば思わない」、「思わない」と回答した人が7割を超える結果となりました。



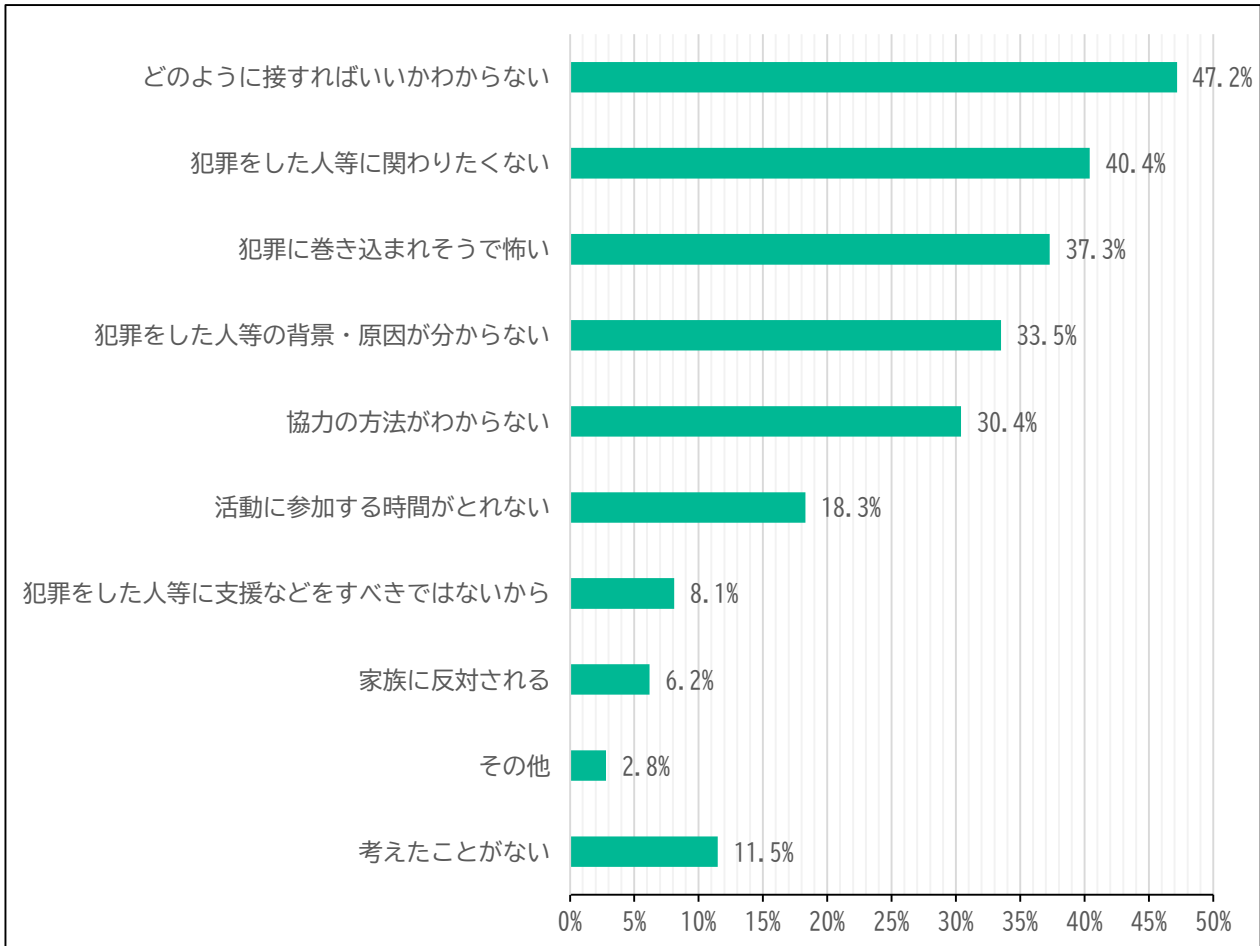
(5) ((4)で「思う」、「どちらかといえば思う」を回答した方に対して) どのような協力をしたいと思いますか (複数回答可)。

最も多かったのが、「再犯防止に関するボランティアに参加したい」の50.8%、次いで多かったのが、「犯罪をした人等に継続的に助言や援助をしたい」の33.1%でした。



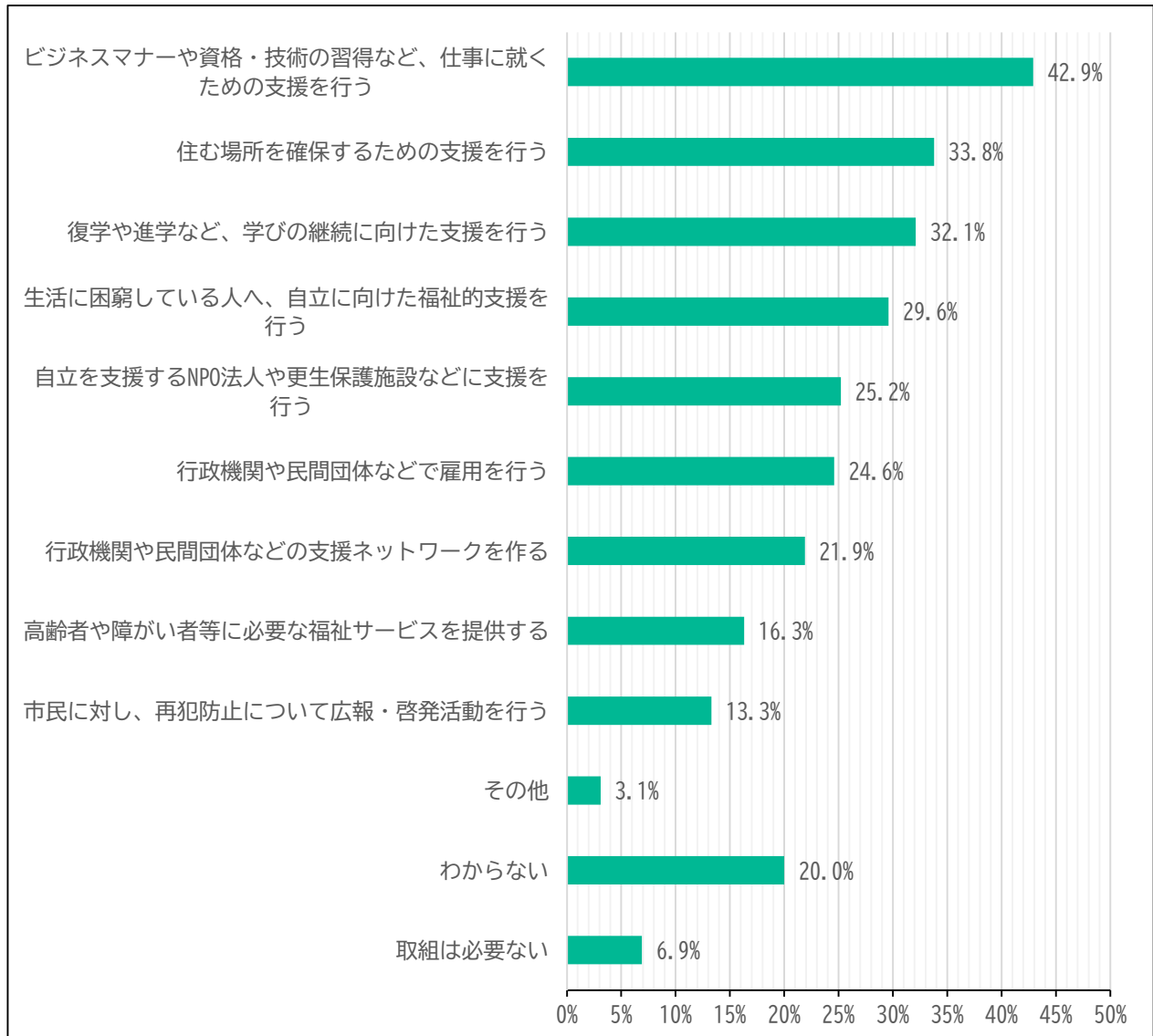
(6) ((4)で「どちらかといえば思わない」、「思わない」を回答した方に対して) 立ち直りに協力したくないと思う理由を教えてください(複数回答可)。

「どのように接すればいいかわからない」や「犯罪をした人等に関わりたくない」といった回答のほか、「犯罪に巻き込まれそうで怖い」や「犯罪をした人等の背景・原因が分からない」といった回答が多い結果となりました。



(7) 犯罪をした人等の立ち直りのために、どのような取組が必要だと思いますか(複数回答可)。

最も多かったのが、「ビジネスマナーや資格・技術の習得など、仕事に就くための支援を行う」の42.9%、次いで多かったのが、「住む場所を確保するための支援を行う」の33.8%となり、就労や住居の確保のための取組が必要と考える人が多い結果となりました。



<再犯の防止に関する市民意識調査の状況に見る札幌市の課題>

市民による再犯防止の取組について、犯罪をした人等への継続的な助言や援助といった立ち直りに実際に協力したことがある市民の割合はごくわずかであり、関係用語の認知度も低く、関わりが希薄であることから、市民にとって再犯防止の取組が身近に感じられるような周知が必要となります。

意識の面では、犯罪をした人等の立ち直りに協力したいと思う人は約3割に留まっており、犯罪をした人等を孤立させることなく、再び社会の一員に受け入れる環境をつくるために、再犯防止に向けた意識を高めていくことが重要です。

立ち直りに協力したいと思わない理由として、犯罪をした人等との接し方がわからないといった回答や、関わりを持ちたくないといった回答が多いことから、市民の意識を高めるためには、再犯防止や犯罪をした人等への社会復帰を支援することが、犯罪のない安全で安心なまちづくりの実現に寄与することについて、市民の理解を進めることが必要となります。

第3章 計画の目的・基本方針・成果指標

1 計画の目的

犯罪をした人等が社会において孤立することなく、市民の理解と協力を得て再び社会を構成する一員となるよう支援することで再犯を防止し、犯罪のない安全で安心なまちづくりの実現に寄与することを目指します。

2 基本方針

第2章で見たとおり、札幌市における刑法犯検挙数に占める再犯者数の割合は全体の約半数を占めて高くなっていますが、再犯の防止に必要となる、犯罪をした人等が地域で安定的に生活するための多様なサービスの適切な提供や、立ち直りを支援する保護司をはじめとした民間協力者の担い手確保、再犯防止に対する市民の関心の低さが課題となっています。

また、こうした課題の解決のためには、札幌市のみならず、刑事司法関係機関や更生保護関係団体等との情報・意見交換を行いながら、連携して効果的に施策を実施することが重要となります。

これらを踏まえ、計画の目的の達成に向け、国の再犯防止推進計画に掲げられている基本方針との整合性を取りながら、次の5項目を札幌市における基本方針とします。

- (1) 「誰一人取り残さない」社会の実現に向け、関係機関や民間団体などと緊密な連携協力を行いながら、再犯の防止等に関する施策を総合的に推進します。
- (2) 犯罪をした人等が、あらゆる段階において切れ目なく、必要な支援を受けられるようにします。
- (3) 犯罪被害者等の存在を十分に認識し、その安全及び心情に最大限配慮するとともに、犯罪被害に遭う人をなくすという視点を持って、犯罪に再び手を染めることのない環境の整備に取り組みます。
- (4) 再犯の防止等に関する施策は、犯罪及び非行の実態等を踏まえつつ、関係機関や民間団体などと意見交換しながら、社会情勢等に応じた効果的なものとします。
- (5) 犯罪をした人等が再び社会を構成する一員として受け入れられるために、広く市民の理解と協力を得ることができるよう普及啓発に取り組みます。

3 重点項目

犯罪をした人等が置かれた状況は多様であり、必要とする支援の内容は様々な分野に渡ります。

このため、基本方針に基づいて次の7項目を重点項目として設定し、必要な施策を位置付け、着実に推進していきます。

- (1) 就労・住居の確保等を通じた自立支援のための取組
- (2) 保健医療・福祉サービスの利用の促進等のための取組
- (3) 学校等と連携した修学支援の実施等のための取組
- (4) 様々な困難に応じた効果的な指導の実施等のための取組
- (5) 民間協力者の活動の促進等のための取組
- (6) 国・民間団体等との連携強化等のための取組
- (7) 広報・啓発活動の推進等のための取組

4 成果指標・参考指標

(1) 成果指標

本計画の目的の達成状況を確認するため、下表の2項目の成果指標と、その目標値を設定します。

札幌市(注)における再犯者数は、計画の目的である、再犯防止の達成状況を評価するものとして設定し、再犯者数の傾向から算出される計画最終年の推定値を下回ることを目標とします。

また、犯罪をした人等の立ち直りには市民の理解と協力が欠かせないことから、再犯の防止に関する理解促進や普及啓発に関する取組の実施状況を評価する成果指標として、犯罪をした人等の立ち直りに協力したいと「思う」又は「どちらかといえば思う」と答えた人の割合を設定し、計画最終年度に50%以上となることを目標とします。

※成果指標「再犯者数」の各数値は、計画策定時の最新の数値が判明次第、差替え予定

<成果指標・目標値及び特に関連の深い重点項目>

成果指標	計画策定時の数値		目標値		特に関連の深い重点項目
再犯者数(札幌市(注))	令和3年	1,443人	令和9年	1,220人以下	(1)、(2)、(3) (4)、(5)、(6)
犯罪をした人等の立ち直りに協力したいと「思う」又は「どちらかといえば思う」と答えた人の割合(市民アンケート)	令和5年度	27.7%	令和10年度	50.0%以上	(7)

(注) 札幌市のデータは、札幌市を管轄するすべての警察署における検挙人数に係るデータであり、石狩市、当別町、北広島市を含む。

(2) 参考指標

成果指標のほか、札幌市外を含む広域の統計(注)ではありますが、再犯防止施策の動向を多方面から把握するため、下表の参考指標を設定し、関連する重点項目の実施状況について分析していきます。

(注) 札幌保護観察所管内の数値であり、札幌市のほか、江別市、岩見沢市、恵庭市、千歳市、苫小牧市、室蘭市、小樽市などを含む(20市35町6村)。

<参考指標及び関連のある重点項目>

参考指標	計画策定時の数値		関連のある重点項目
保護観察終了時に無職の人の数	令和4年	171人	(1)
保護観察終了時に無職の人の割合	令和4年	30.5%	(1)
協力雇用主数	令和4年	767社	(1)、(5)
刑務所出所者等を実際に雇用している協力雇用主数	令和4年	27社	(1)、(5)
協力雇用主に雇用されている刑務所出所者等数	令和4年	33人	(1)、(5)
検察庁等と保護観察所との連携による入口支援 ^{※14} を実施した人の数	令和4年	8人	(2)
矯正施設等と保護観察所との連携による出口支援 ^{※15} を実施した人の数	令和4年度	37人	(2)
保護司数	令和5年	1,198人	(5)
保護司充足率	令和5年	83.5%	(5)
「社会を明るくする運動」への参加人数	令和4年	9,161人	(7)

※14 入口支援

起訴猶予や刑の執行猶予等により矯正施設に入所することなく刑事司法手続を離れる人で、高齢又は障がい等により福祉的支援を必要とする場合に、検察庁、保護観察所、地域生活定着支援センター、弁護士等が、関係機関・団体等と連携し、身柄釈放時に福祉サービス等に橋渡しするなどの取組のこと。

※15 出口支援

矯正施設から出所する人に対して行う社会復帰支援のこと。

札幌市における犯罪被害者等に関する取組

市民共通の願いである安全に安心して暮らせるまちを実現するためには、再犯の防止等に関する取組を推進し、犯罪をした人等の立ち直りを支援していくことが必要ですが、併せて、様々な困難に直面する犯罪被害に遭われた方に対する支援を進めていくことも重要です。

札幌市では、犯罪被害に遭われた方が一日も早く、再び平穏な生活を営むことができるよう、令和2年（2020年）8月から「犯罪被害者等支援制度」を開始し、犯罪被害者等が置かれる経済的困窮や精神的被害に対して、支援金の支給や様々な費用助成を行っています。

犯罪被害者等支援制度の概要

1 支援の対象

犯罪被害にあわれた方やそのご遺族、ご家族が「札幌市民」で、下記に該当する方

- (1) 犯罪行為により亡くなられた方のご遺族
- (2) 犯罪行為により重傷病を負った方とそのご家族
- (3) 性犯罪を受けた方とそのご家族



2 支援内容

支援金の支給	家事関連の助成	住居関連の助成	精神被害等関連の助成
<ul style="list-style-type: none"> ○遺族支援金 ○重傷病支援金 ○性犯罪被害支援金 	<ul style="list-style-type: none"> ○家事・介護費用助成（ホームヘルプ） ○配食サービス費用助成 ○一時保育費用助成 	<ul style="list-style-type: none"> ○転居費用助成 ○ハウスクリーニング費用助成 ○家賃助成 	<ul style="list-style-type: none"> ○精神医療費用助成 ○カウンセリング費用助成 ○犯罪被害からの回復などに向けた行為に要した費用の助成

第4章 取組の内容

本計画では、再犯の防止等を目的としている取組のほか、犯罪をした人等か否かにかかわらず、従前から市民に提供している各種サービスや事業等で再犯の防止等に資する取組、副次的な効果として再犯の防止等につながる取組についても推進を図っていきます。

<札幌市における再犯の防止等に関する取組一覧>

	ページ
1 就労・住居の確保等を通じた自立支援のための取組	24
(1) 就労の確保等	24
ア 就職に向けた相談・支援等の充実、関係機関・団体との連携強化	25
01 札幌市就業サポートセンター・あいワーク<継続>	25
02 生活困窮者自立支援制度による就労支援<継続>	26
03 生活保護制度による就労支援<継続>	26
04 障がい者元気スキルアップ事業<継続>	27
05 障がい者就業・生活相談支援<継続>	27
06 障がい者雇用推進のための啓発<継続>	27
07 シニアワーキングさっぽろ<継続>	27
08 公益社団法人札幌市シルバー人材センターへの支援<継続>	27
09 さっぽろ若者サポートステーション<継続>	28
10 ワークトライアル事業<継続>	28
イ 犯罪をした人等を雇用する企業等の開拓及びその活動に対する支援の充実	28
11 札幌市競争入札参加資格（工事）の格付けにおける加点<継続>	28
12 札幌市工事等総合評価落札方式の入札における加点<新規>	28
13 協力雇用主制度及び矯正就労支援情報センター（コレワーク）の周知<新規>	28
(2) 住居の確保等	30
ア 新たなセーフティネット制度の活用促進	30
14 住宅確保要配慮者居住支援<継続>	30
イ 更生保護施設に対する支援・協力	31
15 更生保護施設（札幌大化院・大谷染香苑）への支援<継続>	31
2 保健医療・福祉サービスの利用の促進等のための取組	33
(1) 福祉的支援が必要な高齢者又は障がいのある人等への支援等	33
16 地域包括支援センター、介護予防センターの総合相談<継続>	34
17 障がい者相談支援事業<継続>	34
18 福祉的支援が必要な高齢者又は障がいのある人等への福祉サービスの提供<継続>	34
(2) 薬物等の依存症を有する人への支援等	37
ア 依存症に関する治療・支援につなげる取組	37
19 札幌こころのセンターによる依存症相談<継続>	37
イ 関係機関との連携	38
20 依存症専門医療機関及び関係機関との連携<継続>	38
ウ 依存症を有する人の家族に対する支援	38
21 【再掲】札幌こころのセンターによる依存症相談<継続>	38
エ 依存症に関する適切な広報・啓発	38
22 依存症に関する普及啓発、情報提供<継続>	38
23 薬物乱用防止に関する啓発<継続>	38

	ページ
3 学校等と連携した修学支援の実施等のための取組	41
(1) 学校等と連携した修学支援の実施等	41
ア 児童生徒の非行の未然防止等	41
24 少年育成指導員による巡回指導<継続>	41
25 地域における子どもを見守る取組の推進<継続>	42
26 「人間尊重の教育」の推進<継続>	42
27 いじめ対策・自殺予防の推進<継続>	42
28 学校におけるネットトラブル等対策の推進<継続>	42
29 薬物乱用防止教室の活用<継続>	42
30 スクールカウンセラーの活用<継続>	43
31 スクールソーシャルワーカーによる支援の充実<継続>	43
32 子どもに関わる相談体制の充実<継続>	43
イ 学校や地域において再び学ぶための支援	43
33 若者の社会的自立促進（まなぷらっと）<継続>	43
4 様々な困難に応じた効果的な支援の実施等のための取組	45
(1) 様々な困難に応じた効果的な支援の実施等	45
ア 少年・若年者への支援等	45
34 若者支援施設の運営<継続>	45
35 【再掲】若者の社会的自立促進（まなぷらっと）<継続>	45
36 非行相談に係る対応<継続>	46
37 子どもアシストセンターによる相談支援<継続>	46
イ 困難を抱える女性やDV・虐待等に悩む人への支援等	46
38 DV被害者への支援<継続>	46
39 母子・婦人相談<継続>	46
40 困難を抱える若年女性支援<継続>	47
41 虐待の予防・早期発見に向けた支援<継続>	47
42 児童虐待防止に向けた啓発と相談窓口の周知<継続>	47
ウ 障がいのある人への支援等	47
43 【再掲】障がい者相談支援事業<継続>	47
エ 生活に困窮している人への支援等	48
44 生活困窮者自立支援制度による相談支援<継続>	48
45 生活保護制度<継続>	48
5 民間協力者の活動の促進等のための取組	49
(1) 民間協力者の活動の促進等	49
ア 民間協力者の活動に対する支援の充実	49
46 札幌市保護司会連絡協議会への支援<継続>	49
47 更生保護法人札幌更生保護協会への支援<継続>	50
48 更生保護活動を行う団体への支援<新規>	50
49 更生保護サポートセンターの設置支援<継続>	50
50 地域防犯活動団体への支援<継続>	50
51 保護司の人材確保に対する支援<新規>	50
イ 更生保護施設による再犯防止活動の促進等	50
52 【再掲】更生保護施設（札幌大化院・大谷染香苑）への支援<継続>	50
6 国・民間団体等との連携強化等のための取組	52
(1) 国・民間団体等との連携強化等	52
ア 再犯防止を推進するための協議会等の設置	52
53 「（仮称）札幌市再犯防止ネットワーク会議」の設置<新規>	52
イ 関係機関との情報共有	53
54 市町村、北海道、都道府県再犯防止等推進会議への参加<継続>	53
7 広報・啓発活動の推進等のための取組	56
(1) 広報・啓発活動の推進等	56
ア 再犯防止に関する広報・啓発活動の推進	56
55 「社会を明るくする運動」に関する広報・啓発<継続>	56
56 犯罪統計情報の配信<継続>	56
57 再犯防止推進に関する広報・啓発の実施<新規>	56
58 ホームページを活用した再犯防止支援策に関する情報発信<新規>	57
イ 民間協力者に対する表彰	57
59 札幌市安全で安心なまちづくり功労者表彰の実施<継続>	57

1 就労・住居の確保等を通じた自立支援のための取組

(1) 就労の確保等

現状と課題を踏まえた対応方針

- ・ 全国で刑務所に再び入所した人のうち約7割が再犯時に無職であった人です。また、仕事に就いていない人の再犯率は仕事に就いている人の再犯率と比べて約3倍と高い状況となっており、不安定な就労が再犯リスクに結びつきやすいことから、就労を確保し、安定した生活基盤を整えることが重要です。
- ・ 国では、就労確保や職場定着のため、矯正施設における職業訓練の実施や、矯正就労支援情報センター（通称「コレワーク」）^{※16}の設置を始めとする矯正施設・保護観察所・ハローワークが連携した求人・求職のマッチングの強化、協力雇用主の開拓・確保、刑務所出所者等就労奨励金制度の導入などの施策が実施されています。
- ・ しかし、犯罪をした人等の求職活動は、前科等があることに加えて、求職活動を行ううえで必要な知識や資格等を有しておらず求職活動が円滑に進まない場合があります。
- ・ また、就職後も社会人としてのマナーやコミュニケーション能力が不足し職場での人間関係を十分に構築できない、自分の能力に応じた適切な職業選択ができないなどの事情により、すぐに離職してしまうことがあります。
- ・ さらに犯罪をした人等の中には、福祉的支援を受けられる程度ではないものの、高齢や障がいなどのために、一般就労による自立が困難な場合もあります。
- ・ 札幌市においても、生活に困窮している人や高齢者、障がいのある人などへの就労支援や協力雇用主制度の普及・啓発など、安定かつ継続可能な就労を確保するための取組を進めていきます。


※16 矯正就労支援情報センター

法務省が全国8矯正管区（札幌・仙台・東京・名古屋・大阪・広島・高松・福岡）に設置している（通称「コレワーク」）。全国の受刑者・少年院在院者の資格、職歴、出所・出院後に帰る場所などの情報を一括管理し、出所者等の雇用を希望する事業者の相談に応じ、事業者のニーズに適合する者を収容する矯正施設を紹介するなどしている。

札幌市の取組

ア 就職に向けた相談・支援等の充実、関係機関・団体との連携強化


<一般>

取組名／取組内容	担当課
<p>01 札幌市就業サポートセンター・あいワーク<継続></p> <p>札幌市就業サポートセンター※17では、無料の職業相談・紹介に加え、各種支援セミナーやスキルアップ講座・職場体験等を組み合わせた総合的な就労支援を実施します。</p> <p>また、札幌市就業サポートセンターが設置されている北区を除く9区に厚生労働省北海道労働局と共同で職業相談等就労支援を行うあいワークを設置し、求職者が身近に支援を受けられる体制を整えています。</p>	<p>経) 雇用労働課</p> 

※17 札幌市就業サポートセンター

札幌市が委託する民間職業紹介事業者とハローワークが相互に連携し、無料の職業紹介サービスをワンストップで提供する窓口。

<生活困窮者>

取組名／取組内容	担当課
<p>02 生活困窮者自立支援制度による就労支援<継続></p> <p>生活保護に至る前の段階の自立支援策の強化を図るため、札幌市生活就労支援センター（ステップ）※18を設置し、生活に困窮している人に対し、自立相談支援事業、住居確保給付金の支給などの支援を実施します。</p> <p>就労支援については、同センターに配置している就労支援相談員による就労支援に加え、支援対象者の状況に応じて、認定就労訓練事業※19の利用のあっせん、就労ボランティア体験事業※20及び生活保護受給者等就労自立促進事業※21を実施します。</p>	<p>保) 地域福祉・生活支援課</p> 
<p>03 生活保護制度による就労支援<継続></p> <p>生活保護を受給している人に対し、各区に配置された就労支援相談員による就労支援を実施します。また、対象となる人の状況に応じ、認定就労訓練事業の利用についてのあっせん、就労ボランティア体験事業及び生活保護受給者等就労自立促進事業を実施します。</p>	<p>保) 保護課</p>

※18 札幌市生活就労支援センター（ステップ）

生活困窮者自立支援法に基づき札幌市が設置した相談窓口。札幌市内に居住している人を対象に、失業、心身の不調や借金など、様々な理由による仕事や生活の困りごとの相談を受け付け、経済的な自立に向けた就労支援を中心に、一人ひとりの状況に合わせた支援を行う。

※19 認定就労訓練事業

事業者が自治体から認定を受けて生活に困窮している人に就労の機会を提供する事業。長期離職者やニートなど、すぐには一般企業等で働くことが難しい人に対して、状況に応じた就労の機会を提供するとともに生活面や健康面での支援を併せて行う。



※20 就労ボランティア体験事業

就労に必要な実践的な知識・技能等の不足のほか、社会との関わりに不安を抱えている、就労意欲が低下しているなどの理由で就労に向けた準備が整っていない生活に困窮している人、生活保護を受給している人に対して、一般就労に向けた準備を支援する事業。ボランティア体験のほか、就労に向けた基礎能力を高めるためのセミナーや講座等の支援メニューを用意している。



※21 生活保護受給者等就労自立促進事業

札幌市がハローワーク三所と協定を結び、各区保健福祉部、ステップ等からハローワークに就労支援の要請をした対象者に対し、関係機関が連携を図り、組織的にチーム支援を行う事業。就労支援ナビゲーターと、各区就労支援相談員若しくはステップ支援員による就労支援チームが対象者との面接等により、求職活動の支援や職業訓練の受講あっせん等就労に向けた具体的な支援を行う。



<障がい者>

取組名／取組内容	担当課
<p>04 障がい者元気スキルアップ事業<継続></p> <p>障がいのある人の雇用機会を確保し、職場定着を高めることを目的として、障がいのある人に対しては就職活動に関する相談、セミナー、職業紹介等を実施し、企業に対しては障がいのある人の雇い入れや雇用管理に関するセミナーを実施します。</p>	<p>保) 障がい福祉課</p> 
<p>05 障がい者就業・生活相談支援<継続></p> <p>就業・生活相談支援事業所において、障がいのある人の一般就労に関する相談に応じ、ハローワーク・北海道障害者職業センター・企業などと連携し求職活動の支援を行うほか、就労に関わる生活相談を実施します。</p>	<p>保) 障がい福祉課</p> 
<p>06 障がい者雇用推進のための啓発<継続></p> <p>障がいのある人の雇用事例に関する講演等を通じ、企業、障がいのある人、その他関係団体の相互理解を深め、障がいのある人の雇用を促進することを目的とする雇用支援フォーラムを実施します。</p>	<p>保) 障がい福祉課</p>

<高齢者>

取組名／取組内容	担当課
<p>07 シニアワーキングさっぽろ<継続></p> <p>市内企業の人事・採用担当者に向けて、高齢者雇用に係る意識醸成を図るセミナーを実施します。</p> <p>また、シニア層を対象に、仕事体験により具体的な仕事のイメージを持つことで就労に対する不安を払拭し、高齢者の就業を支援することを目的とした体験付き仕事説明会を実施します。</p>	<p>経) 雇用労働課</p> 
<p>08 公益社団法人札幌市シルバー人材センターへの支援<継続></p> <p>公益社団法人札幌市シルバー人材センターが実施する、高齢者の生きがいの充実や社会参加の推進を図り、活力ある地域社会づくりに貢献することを目的とした高齢者の就労（臨時的就労かつ短期的または軽易な業務）機会の確保の取組に対して補助金を交付し、活動を支援します。</p>	<p>経) 雇用労働課</p> 

<若者>

取組名／取組内容	担当課
<p>09 さっぽろ若者サポートステーション<継続> 札幌市若者支援施設（Youth+）※²²において、15歳から49歳までの若年無業者等（未就労の家事・通学をしていない人）に対して、就労相談や就労支援プログラムなど、職業的自立に向けた支援を実施します。</p>	子) 子どものくらし・若者支援担当課 
<p>10 ワークトライアル事業<継続> さっぽろ圏の若者が将来的に自立し安定した人生を送ることができるように、新卒未就職者及びおおむね50歳以下で求職中の方又は非正規社員等を対象に、座学研修と最大1か月間の研修給付金のある職場実習等を通じて、さっぽろ圏内企業への正社員又は正社員転換が可能な就職支援を実施します。</p>	経) 雇用労働課 

イ 犯罪をした人等を雇用する企業等の開拓及びその活動に対する支援の充実

取組名／取組内容	担当課
<p>11 札幌市競争入札参加資格（工事）の格付けにおける加点<継続> 札幌市競争入札参加資格審査（工事）において、札幌保護観察所に協力雇用主として登録され、審査基準日から起算して過去2年間に保護観察対象者等を雇用した実績、保護観察対象者等を対象とした職場体験講習又は事業所見学会を実施した実績のある者に、主観的評定点を加点（5点）します。</p>	財) 契約管理課
<p>12 札幌市工事等総合評価落札方式の入札における加点<新規> 総合評価落札方式の入札において、協力雇用主への加点措置の導入を検討します。</p>	財) 契約管理課
<p>13 協力雇用主制度及び矯正就労支援情報センター（コレワーク）の周知<新規> 協力雇用主確保の取組として、関係機関と連携して市内事業者への支援制度の普及・啓発を実施します。 また、矯正就労支援情報センター（コレワーク）が行う事業者向けの支援についても周知を図ります。</p>	経) 雇用労働課

※22 札幌市若者支援施設（Youth+）

若者の社会的自立を総合的に支援するため、引きこもり・ニート等の若者の自立や社会復帰の支援、若者の仲間づくりやまちづくりなどの活動のサポートのほか、一般の方も含めて体育室や音楽室、活動室等の貸室を行っている施設。

コラム ～札幌協力雇用主会連合会からの寄稿～

札幌協力雇用主会連合会は、札幌保護観察所管内 31 保護司会の各保護区単位において地区協力雇用主会の設立を目指すとともに、地区協力雇用主会を統括する組織として平成 16 年 1 月 26 日に設立しました。

当連合会の設立当時は、3 地区の協力雇用主会のみで構成されていましたが、その後、各地区で協力雇用主会の設立が進み、現在、札幌保護観察所管内では 21 地区に地区協力雇用主会が設立されております（札幌市では、平成 22 年 11 月までに 10 区全てに協力雇用主会が設立）。

当連合会では、保護観察に付されている者等を受け入れる社会基盤の拡充のため、犯罪や非行をした者の円滑な社会復帰と安全な地域社会の実現を図ることを目的とした様々な取組を行っており、運営資金はできる限り公的資金に頼らず地域で集め地域に還元する独立独歩を基本としています。事業内容は次のとおりです。

- 1 保護観察対象者等の雇用機会の拡充
- 2 協力雇用主会に関する必要な資料及び情報の収集
- 3 更生保護関係者及び関係機関との連携・協力事業
- 4 会員相互連絡、親睦
- 5 本会組織の育成強化
- 6 その他、本会の目的にふさわしい事業

刑務所出所者等（保護観察少年、更生緊急保護対象者を含む）を地域の協力雇用主が雇用するためには、採用担当者以外の職場の理解が必要です。多くの地域住民が更生保護思想を理解し実践する意味において、犯罪や非行をした人を雇用することは「社会を明るくする運動」の主軸となります。

刑務所出所者等の就労の確保に向けた具体的な取組として、設立当初から協力雇用主の求人情報を各地区の事務局長が管理し、保護司からの照会に常時対応可能な体制を整えており、その情報をもとに保護観察所の指示によりハローワークに赴かせ紹介状を得ています。

地域の雇用先を住民（学校講話を含む）に知っていただき、共生共存社会の実現、地域に役立つセーフティネット組織体として社会保護の一翼を担い、引き続き社会福祉の増進に寄与する所存です。



道央管内刑務所出所者等就労支援推進協議会及び
刑務所出所者等就労支援事業協議会の様子
(札幌保護観察所主催)


(2) 住居の確保等

現状と課題を踏まえた対応方針

- ・ 全国で刑事施設^{※23}を満期で出所した人のうち約4割が帰住先が確保されないまま刑務所を出所しており、これらの人が2年以内に刑務所に再び入所する割合は、更生保護施設等へ入所した仮釈放者に比べて約2倍高くなっていることが明らかになっています。
- ・ 国においては、受刑者等の釈放後の生活環境の調整の充実や更生保護施設の受入機能の強化、自立準備ホーム^{※24}の確保など、矯正施設出所後の帰住先の確保に向けた取組を進めてきました。
- ・ しかし、更生保護施設等はいくまでも一時的な居場所であり、退所後は地域に生活基盤を確保する必要がありますが、身寄りがなく身元保証人がいない、家賃滞納歴等により民間家賃保証会社が利用できないといった問題も生じています。
- ・ 帰住先の確保は、地域社会において安定した生活を送るために必要不可欠であり、再犯防止を図るうえで非常に重要なものであるため、札幌市においても取組を進めていきます。

札幌市の取組

ア 新たなセーフティネット制度の活用促進

取組名／取組内容	担当課
14 住宅確保要配慮者居住支援<継続> 居住支援相談窓口「みな住まいる札幌 ^{※25} 」において、民間賃貸住宅などの住まいの情報を紹介するほか、相談者の状況に応じて、生活支援サービス等の紹介を実施します。	都) 住宅課 

※23 刑事施設

刑務所、少年刑務所及び拘置所を総称するもの。刑務所及び少年刑務所は、主として受刑者を収容する施設であり、拘置所は、主として未決拘禁者を収容する施設。

※24 自立準備ホーム

「緊急的住居確保・自立支援対策」に基づき、保護観察対象者等に対して、民間法人・団体等が提供する宿泊場所。

※25 「みな住まいる札幌」

札幌市居住支援協議会が住宅確保要配慮者（低額所得者、被災者、高齢者、障がい者、子どもを養育している人、犯罪をした人等、その他住宅の確保に特に配慮を要する人）の居住の安定確保に向けて設置した相談窓口。

イ 更生保護施設に対する支援・協力

取組名／取組内容	担当課
<p>15 更生保護施設（札幌大化院・大谷染香苑）への支援</p> <p><u><継続></u></p> <p>更生保護施設が実施する更生保護事業のうち、国からの委託費が支給されない任意の継続保護事業にかかる経費の一部について支援します。</p>	市) 区政課

コラム ～札幌市居住支援協議会からの寄稿～

[概要]

札幌市居住支援協議会は、「住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律（住宅セーフティネット法）」に基づき、札幌市・不動産事業者団体・福祉事業者団体が協力体制を構築し、令和2年1月に設立されました。一般財団法人札幌市住宅管理公社及び札幌市都市局に事務局を置いています。

高齢者・障がい者・低所得者・子育て世帯などの住まいの確保にお困りの方々が、賃貸住宅にスムーズに入居するために必要な支援について協議することにより、札幌市における福祉の向上と豊かで住みやすい地域づくりに貢献することを目的としています。

[主な活動内容]

1 居住支援相談窓口「みな住まいる札幌（TEL:011-210-6224）」の運営

「みな住まいる札幌」は、高齢者などの住まいの確保にお困りの方をサポートするために開設された無料相談窓口です（事前予約制）。経験豊富な相談員がお話を伺い、高齢者向け住宅や賃貸住宅などの住宅情報を紹介します。また、相談内容に応じて、生活支援サービスや福祉相談窓口の紹介も行います。

刑事施設を出所し、住宅を探している方についても、関係機関やご本人からの相談に応じ、こうした方々を支援している居住支援法人等と連絡を取り、ご紹介する等の対応を行っております。



2 居住支援に関する連携の強化・情報共有

居住支援関連団体が参加するワーキンググループにおいて、相談窓口での困難事例の共有や、住宅確保要配慮者の民間賃貸住宅等への入居の円滑化について議論し、課題解決と今後の方向性について検討しています。また、居住支援法人同士が情報交流する場の提供や、外部有識者を招いた研修会の実施などを通して、居住支援法人と保護観察官を含む関係機関との連携の強化・情報共有を図っています。

3 居住支援協議会の普及啓発・広報活動

ホームページの運営、新聞や地域情報誌を活用した広告、ガイドブックやチラシの配布、各種相談イベントへの出展など、幅広い普及啓発活動を行い、みな住まいる札幌や居住支援協議会の活動がより多くの住宅確保要配慮者に行き届くよう周知しています。

2 保健医療・福祉サービスの利用の促進等のための取組

(1) 福祉的支援が必要な高齢者又は障がいのある人等への支援等

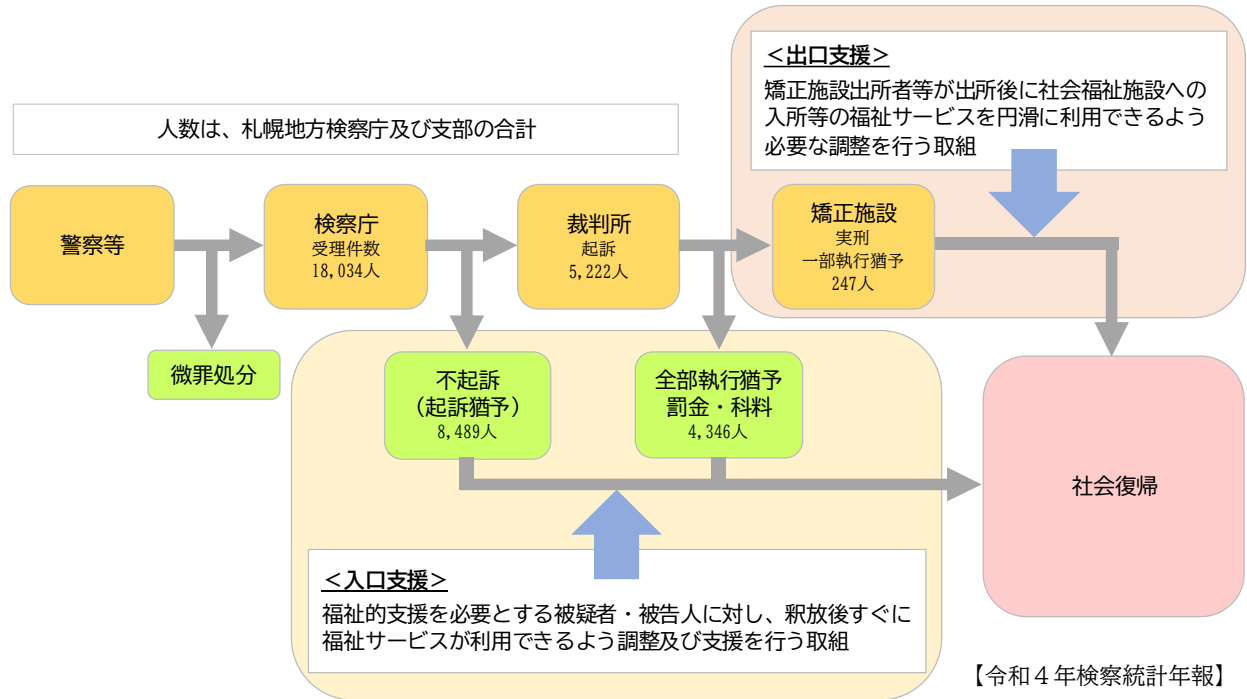
現状と課題を踏まえた対応方針

- ・ 全国で刑務所から出所した人のうち、65歳以上の高齢者が出所後2年以内に再び入所する割合は他の世代に比べて高く、知的障がいのある受刑者については、一般に再犯に至るまでの期間が短いことなどが明らかになっています。
- ・ 国では、これまで、必要とされる福祉的支援が行き届いていないことを背景として再犯に及ぶ人がいることを踏まえ、矯正施設出所後に社会福祉施設への入所等の福祉サービスを円滑に利用できるよう、矯正施設、保護観察所、更生保護施設、地域生活定着支援センター^{※26}等の関係機関が必要な調整を行うなど、矯正施設在所中から出所後の支援につなげる出口支援を実施してきました。
- ・ また、犯罪をした高齢者又は障がいのある人等の再犯を防止するためには、矯正施設を出所した人への支援だけでなく、起訴猶予者等についても必要な福祉的支援に結びつけることが重要な場合があることから、勾留中の被疑者の段階から、釈放後速やかに適切な福祉サービスを利用できるよう、本人の意思やニーズを踏まえつつ、検察庁、保護観察所、地域生活定着支援センターなどが連携して福祉サービスに橋渡しを行う入口支援を実施してきました。
- ・ 入口支援に関しては、刑事司法関係機関における社会復帰支援体制の充実も図っており、検察庁に社会復帰支援を担当する検察事務官、保護観察所に福祉的支援等を担当する保護観察官といった職員を配置し、福祉的支援が必要な人への専門的な支援を集中して行っています。
- ・ しかし、福祉的支援に向けた取組は、高齢者や知的障がい、精神障がいのある人等、福祉的ニーズを抱える人をよりの確に把握していく必要があること、福祉的支援が必要であるにもかかわらず、本人が希望しないなどの理由から支援できない場合があることなどの課題があります。
- ・ こうした状況を踏まえて、札幌市においても支援を必要とする方が適切な公的サービスを利用し、安心して暮らしていくことのできるよう関係機関と連携しながら取組を進めていきます。

※26 地域生活定着支援センター



高齢又は障がいにより、福祉的な支援を必要とする犯罪をした人等に対し、矯正施設、保護観察所及び地域の福祉等の関係機関等と連携・協働しつつ、身体の拘束中から釈放後まで一貫した相談支援を実施し、社会復帰及び地域生活への定着を支援するための機関。平成21年度（2009年度）に厚生労働省によって「地域生活定着支援事業（現在は、地域生活定着促進事業）」として事業化され、原則として各都道府県に1か所設置されている。なお、北海道には、札幌市と釧路町の2か所に設置されている。

<入口支援と出口支援>



注) 入口支援及び出口支援の対象となる処分のみ記載しているため、人数の合計は一致しない。

札幌市の取組

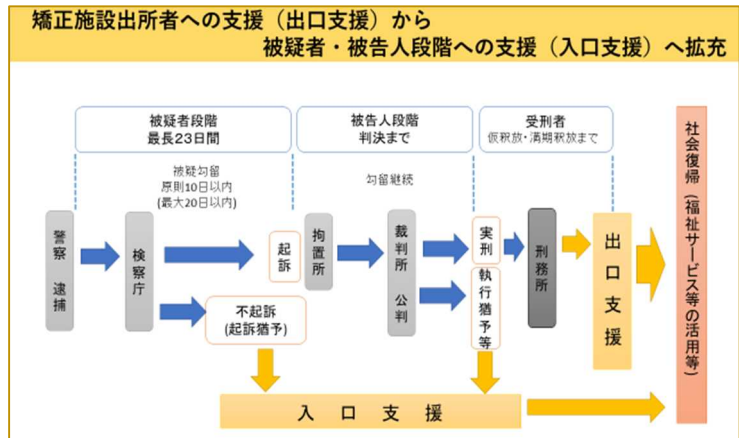
取組名／取組内容	担当課
16 地域包括支援センター、介護予防センターの総合相談 <継続> 地域の高齢者が住み慣れた地域でその人らしい生活を継続していくことができるように、高齢者やその家族、医療・介護・住民組織など関係機関からの様々な相談支援を実施します。	保) 介護保険課 
17 障がい者相談支援事業<継続> 障がいのある人が地域で暮らし、社会参加していくため、障がい者相談支援事業所は、障がいのある人やその家族等からのあらゆる相談に応じ、サービス調整や関係機関との連携、障がい福祉事業所及び医療機関情報の提供、地域づくり等のほか、単身で障がいのある人の住宅入居、入居後の定着支援を実施します。	保) 障がい福祉課 
18 福祉的支援が必要な高齢者又は障がいのある人等への福祉サービスの提供<継続> 福祉的支援を必要とする高齢又は障がいのある人に対して、矯正施設、保護観察所、更生保護施設、地域生活定着支援センターなどの関係機関・団体と連携を図りながら、適切な保健医療・福祉サービスの提供を行います。	保) 介護保険課 保) 障がい福祉課

コラム ～北海道地域生活定着支援札幌センターからの寄稿～

各都道府県が設置する地域生活定着支援センターは、高齢又は障がいにより福祉的支援を必要とする罪を犯した人に対して、保護観察所や矯正施設、検察庁、弁護士等の刑事司法関係機関や地域の福祉関係機関と連携・協働しながら、釈放後直ちに福祉サービス等を利用できるようにするための支援や、地域生活への定着のための支援を行うことにより、地域共生社会の実現を図ることを目的としています。

北海道のセンターは、平成22年から事業を開始し、帰る先がない等の矯正施設退所者に対して、保護観察所からの依頼に基づき、

退所後速やかに福祉サービス等につなげるコーディネート業務（出口支援）を主として行ってきましたが、令和3年度からは、刑事司法手続の入口段階にある被疑者・被告人等で、釈放後自立した生活が困難な人に対する被疑者等支援業務（入口支援）も開始しました。



対象となる人の中には、親からの虐待、いじめ、貧困など不遇の中で育ってきている人も多く、学校・職場・社会の中でつまずきや失敗経験を重ねて、孤立している場合が多くあります。また、福祉サービスにつながったり支援者が関わっても再び犯罪をしてしまう人がいたり、すぐに適応できない人もいます。

社会復帰後の生活は、居心地の良い場所と活躍できる場所が大切であり、住まいのみならず日中（仕事・活動）の支援や、何よりその人を理解し、少しつまずいても伴走してくれる人（支援者）の存在が地域生活の定着には重要になります。

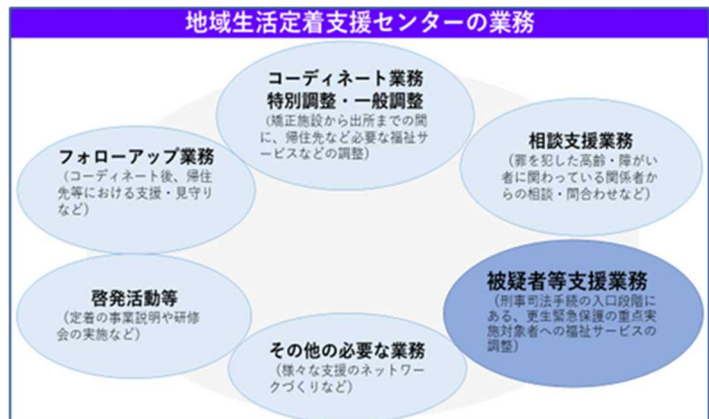
そのような、「人とつながって生きていく」生活環境に身を置き続けるという時間が再犯防止につながります。



地区懇談会の様子

また、定着支援センターは、罪を犯した人が地域で立ち直るための支援に関する懇談会を、各地域の様々な関係機関とつながりを意識しながら積極的に取り組んでいます。

その他にも、全道の関係者を対象とした罪を犯した人たちの支援に関する研修会や、福祉関係者や関心のある団体等からの要望があれば、少人数であっても出向いて講演や意見交換をする出前講座などを実施しており、これらの啓発的な活動を通して、福祉関係者を始め地域の理解促進と支援者の拡充に努めています。



札幌地方検察庁の再犯防止の取組について

検察庁では、警察等から送られてきた事件について、検察官が捜査を行い、起訴・不起訴の判断をします。また、起訴した事件について、裁判所に法の正当な適用を求め、裁判の執行を指揮監督しています。

裁判の執行により刑務所で受刑する者がいる一方で、捜査の結果、犯罪の軽重等が考慮されて不起訴（起訴猶予）とされたり、また、裁判の結果、刑の執行が猶予されたり罰金刑に処せられることで、刑務所に行くことなく社会に復帰する者も数多くいます。

札幌地方検察庁では、刑事政策推進室を設置し、起訴猶予となった者、また、執行猶予付き判決等により刑務所に行くことなく社会に復帰する者のうち、高齢、障害、生活困窮等の事情により、自立が難しく、円滑な社会復帰には福祉・医療的支援が必要で、支援することによって再犯防止を期待できる者（以下「対象者」という。）について、福祉・医療機関につなぐ取組（入口支援）を行っています。

刑事政策推進室は、捜査や公判を担当している検察官から相談を受け、事件記録を読み、対象者が抱える問題を把握し、どのようにすれば円滑に社会復帰できるかを検討し、札幌保護観察所、北海道地域生活定着支援センター等と連携しながら、福祉・医療機関等と連絡調整を行って居住、就労、生活、医療等につなぐ支援を行っています。

札幌地方検察庁刑事政策推進室は、今後もこのような支援を積極的に行って再犯を防止し、犯罪のない安全で安心なまちづくりに寄与していきたいと考えています。




(2) 薬物等の依存症を有する人への支援等

現状と課題を踏まえた対応方針

- ・ 全国で覚醒剤取締法違反による検挙者数は高い水準で推移しており、新たに刑務所に入所する人の約3割が覚醒剤取締法違反となっています。また、覚醒剤取締法違反により受刑した人の約半数は、出所後5年以内に再び入所しています。
- ・ 薬物事犯者は、犯罪をした人等であると同時に薬物依存症の患者である場合もあるため、再犯を防止するためには薬物を使用しないよう指導するだけでなく、回復に向けた治療や支援を継続的に行うことが必要です。
- ・ 国では、矯正施設や保護観察所による一貫した専門的プログラムの開発・実施のほか、地方自治体や医療機関、民間団体等との連携により、薬物依存からの回復に向けて一貫した支援等を行うための体制整備を進めていますが、薬物依存の問題を抱える人等への相談支援や治療等に携わる人材や機関は、いまだ十分とは言い難い状況にあります。
- ・ また、薬物以外にも、アルコールやギャンブル等への依存により、うつ病などの健康問題や、多重債務や貧困といった経済的問題、家族との不和などの家庭問題が生じ、犯罪に追い込まれるケースもあります。
- ・ 依存症は、欲求をコントロールできなくなる病気ですが、適切な治療や支援により回復できることから、依存症を正しく理解することが大切であるとともに、専門の機関による適切なサポートが必要です。
- ・ 札幌市では、支援を必要とする方が適切なサービスを受けられるよう取組を進めています。

札幌市の取組


ア 依存症に関する治療・支援につなげる取組

取組名／取組内容	担当課
19 札幌こころのセンターによる依存症相談<継続> 依存の問題で困っている札幌市在住の方やその家族、関係機関からの相談に対応するため、札幌市依存症相談窓口を設置し、電話や面接による依存症からの回復のためのアドバイスや専門医療機関の案内を実施します。	保) 精神保健福祉センター 

イ 関係機関との連携

取組名／取組内容	担当課
<p>20 依存症専門医療機関及び関係機関との連携<継続></p> <p>国の定める基準により、専門医療機関を選定し依存症に関する専門的な医療の提供を実施します。更に、依存症患者等に対する包括的な支援を実施するため、関係機関が密接な連携を図るとともに札幌市における依存症に関する情報や課題の共有、研修計画の調整等を目的として「札幌市依存症対策地域支援連携会議」を開催します。</p>	<p>保) 精神保健福祉センター</p>

ウ 依存症を有する人の家族に対する支援

取組名／取組内容	担当課
<p>21 【再掲】札幌こころのセンターによる依存症相談<継続></p> <p>依存の問題で困っている札幌市在住の方やその家族、関係機関からの相談に対応するため、札幌市依存症相談窓口を設置し、電話や面接による依存症からの回復のためのアドバイスや専門医療機関の案内を実施します。</p>	<p>保) 精神保健福祉センター</p> 

エ 依存症に関する適切な広報・啓発

取組名／取組内容	担当課
<p>22 依存症に関する普及啓発、情報提供<継続></p> <p>依存症に関する普及啓発のため、冊子、ちらし等を作成し、市民、関係機関等へ配布するとともに、ホームページ・SNS等に掲載し、情報発信を実施します。</p> <p>また、関係支援団体等からの連携依頼に応じ、団体等が作成した啓発物についても同様に情報発信を実施します。</p>	<p>保) 精神保健福祉センター</p>
<p>23 薬物乱用防止に関する啓発<継続></p> <p>北海道の「薬物乱用防止対策実施要綱」に基づき、地下鉄駅掲示板やチカホのビジョン等を活用し、薬物乱用防止に関する啓発を実施します。</p> <p>また、厚生労働省が展開する「薬物乱用防止キャンペーン」では、FM ラジオ放送を通じて、市長による薬物乱用防止についての呼びかけを実施します。</p>	<p>保) 保健所医療政策課</p>

コラム ～札幌弁護士会からの寄稿～

札幌弁護士会では、2021年11月から試行していたよりそい弁護士制度を、2023年4月に正式にスタートさせました。全国で、兵庫県、愛知県に次いで3番目の施行です。

よりそい弁護士制度は、罪を犯した方々が社会生活を送るうえで支障となっていることに関して、弁護士が代理人としてお手伝いをする制度です。利用できる主な手続には、下記のものがあります。

最も気になる弁護士費用は、利用される方々に負担いただいておりません。そのため「お金がないから…」ということを感じさせる必要はありません。

実際、1年5か月の試行期間には30名くらいの方々からご利用をいただきました。札幌弁護士会としては、今後も、多くの関係機関の方々と連携を取り合い、この制度を大きく育てていきたいと考えています。

なお、依頼を受けた弁護士の活動費用は、現在のところ、札幌弁護士会が負担しています。罪を犯してしまった人が社会内で生活していくためには不可欠な支援ですので、再犯防止のためには、将来的には、国や地方公共団体の公的援助が期待されます（愛知県のよりそい制度は、自治体はその予算を支出するなど、行政側も弁護士会の活動を理解の上、積極的に連携しており、参考になります）。

札幌弁護士会よりそい弁護士活動スタート！

現状の問題点



矯正施設・保護観察所

- ・法令で決められたこと以外できない
- ・予算がない・機動性がない

地域定着支援センター

- ・対象者が高齢者・障がい者に限定
- ・帰住先調整が主な支援となる

福祉関係者

- ・受刑者等に接した経験が無く抵抗感がある
- ・矯正と福祉をつなげるルートは限られる



！ 弁護士に出来ること

- ・活動に制約がなくフットワークが軽い
- ・刑事司法、更生保護、福祉の制度を理解している
- ・刑事弁護を通じて対象者をよく知っている
- ・矯正施設で面会しやすい



入所中～出所後の多様な支援ニーズ

帰住先確保の支援・帰住先との関係調整

障害者手帳

障がい者手帳取得・年金免除申請

生活保護

生活保護申請

被害弁償・被害者との和解

家族・学校・就労先との関係調整

DV/依存症の治療等への橋渡し



コラム ～札幌市社会福祉協議会からの寄稿～

社会福祉協議会は、地域における住民組織と公私の社会福祉事業関係者により構成され、住民主体の理念に基づき、地域住民の困りごとの解決に取り組み、誰もが安心して暮らすことのできる地域福祉の実現をめざし、住民の福祉活動の組織化、社会福祉を目的とする事業の連絡調整及び事業の企画・実施などを行う、市区町村、都道府県、指定都市、全国を結ぶ公共性と自主性を有する民間組織です。

本会の基本的な事業は、次の5部門から構成され、実施しています。

<地域福祉の推進>

福祉のまち推進事業やボランティア活動、ふれあい・いきいきサロン等を通じて、住民による助け合い活動の支援、福祉のまちづくりに取り組み、地域福祉推進の中核的役割を担っています。

<福祉サービス利用支援>

生活福祉資金等の貸付や要介護認定調査、地域包括支援センター等を通じて、利用者等のサービス利用や地域生活支援に向けた相談・支援活動を行います。

<在宅福祉サービス>

訪問介護（ホームヘルプサービス）や居宅介護支援（ケアプラン作成）、通所介護（デイサービス）等の介護保険サービスを実施しています。

<施設管理運営>

札幌市から委託を受けている札幌市社会福祉総合センターや保養センター駒岡、老人福祉センター等の福祉関係施設を運営しています。

<法人運営>

社会福祉法人の運営に必要な総務や財務、人材育成、広報等の事務を行います。

犯罪をした人の中には、地域社会に戻っても、孤立し、再犯に至ってしまうことがあることから、本会としましては、地域住民や関係機関・団体とのネットワークを活用し、生活課題の解決に貢献できるよう努めてまいります。



地域見守りサポーター
イメージキャラクター
まもりん

3 学校等と連携した修学支援の実施等のための取組

(1) 学校等と連携した修学支援の実施等

現状と課題を踏まえた対応方針

- ・ 全国の高等学校への進学率は98.8%であり、ほとんどの人が高等学校に進学する状況にあるが、その一方で、入所受刑者の33.8%は高等学校に進学しておらず、23.8%は高等学校を中退しています。また、少年院入院者の24.4%は中学校卒業後に高等学校に進学しておらず、中学校卒業後に進学した人のうち56.9%は高等学校を中退している状況にあります。
- ・ 社会において、就職して自立した生活を送るうえでは、高等学校卒業程度の学力を求められることが多い実情にあることを鑑み、国では、高等学校の中退防止のための取組や高等学校中退者等に対する学習支援、矯正施設内における高等学校卒業程度認定試験の実施、少年院在院者に対する高等学校教育機会の提供や出院後の進路指導、保護観察所における保護司やBBS会^{※27}などの民間ボランティアと連携した学習支援といった取組を実施してきました。
- ・ しかしながら、依然として、少年院出院時に復学・進学を希望している人のうち、約7割は復学・進学が決定しないまま少年院を出院しているなどの課題があります。
- ・ 非行が修学からの離脱を助長し、復学を妨げる要因の一つになっているとの指摘があることを踏まえ、札幌市においても、非行を未然に防止するために、学校をはじめとした関係機関及び団体が非行や問題行動を含めた児童生徒の行動や状況に応じた取組を行っていくほか、高校中退者などに対する学び直し支援についても取り組んでいきます。


札幌市の取組

ア 児童生徒の非行の未然防止等

取組名／取組内容	担当課
24 少年育成指導員による巡回指導<継続> 青少年の非行化防止のため、市職員（会計年度任用職員）が市内の繁華街、遊技場、公園等を巡回し、声掛けなどを実施します。	子) 子どものくらし・若者支援担当課

※27 BBS会

Big Brothers and Sisters の略称で、非行少年等の自立を支援するとともに、非行防止活動を行う青年ボランティア団体。


取組名／取組内容	担当課
<p>25 地域における子どもを見守る取組の推進<継続></p> <p>子どもたちが健やかに安心して暮らせるまちを目指し、地域が一体となった子どもを見守る取組として、「青少年を見守る店※28」への登録推進活動を実施します。</p>	<p>子) 子どものくらし・若者支援担当課</p>
<p>26 「人間尊重の教育」の推進<継続></p> <p>令和5年度の「札幌市学校教育の重点の基盤」として、「人間尊重の教育」を位置付け、学校、家庭、地域が一体となり、全ての教育活動において、子どもの個性、多様性を認め、支え励まし合う温かい人間関係の中で、心豊かにしなやかに生きようとする態度を育てていきます。</p> <p>そのために、「学習活動づくり」「人間関係づくり」「環境づくり」を相互に関連させて取り組み、子どもが自分のよさや可能性を認識するとともに、あらゆる他者を価値のある存在として尊重する相互承認の感度を高め、子ども一人一人が「自分が大切にされている」と実感できる学校づくりを実施します。</p>	<p>教)教育課程担当課</p> 
<p>27 いじめ対策・自殺予防の推進<継続></p> <p>児童生徒のいじめに関する実態について多面的に把握し、未然防止・早期発見・対処の取組ができるよう、学校と家庭、地域、関係機関の連携の充実を図るとともに、自殺予防教育を推進します。</p>	<p>教)児童生徒担当課</p>
<p>28 学校におけるネットトラブル等対策の推進<継続></p> <p>各学校におけるネットトラブル等への対応力を高めるとともに、インターネット上の児童生徒等の不適切な書き込み等を早期に発見し対応できるよう、ネットパトロールを行うほか、ネットトラブル等の発生時には、警察等の関係機関や専門業者と連携して支援を実施します。</p>	<p>教)児童生徒担当課</p>
<p>29 薬物乱用防止教室の活用<継続></p> <p>薬物事犯の青少年への広がりが強く懸念される状況にあることから、中学校及び高等学校において、外部講師を活用した「薬物乱用防止教室」を学校保健計画等に位置付け、年1回以上の実施に努めます。</p>	<p>教)児童生徒担当課</p>

※28 青少年を見守る店

買い物などに訪れた子どもたちに温かい声をかける、子どもたちに悪影響を及ぼすようなものは「売らない」「見せない」など、子どもたちが健やかに安心して暮らせるまちづくりに協力する店舗。

取組名／取組内容	担当課
<p>30 スクールカウンセラーの活用<継続></p> <p>いじめや不登校などの不安や悩みを抱えている児童生徒やその保護者に対し、スクールカウンセラー※29による専門的な支援を実施します。また、スクールカウンセラーが児童生徒への関わり方などについて教職員に助言等を行うことで、各校の相談対応力の向上を図ります。</p>	教) 児童生徒担当課
<p>31 スクールソーシャルワーカーによる支援の充実<継続></p> <p>いじめや不登校、児童虐待、子どもの貧困、ヤングケアラーなど、様々な問題を抱える児童生徒を取り巻く環境（家庭、学校等）に働きかけたり、関係機関等と連携するなど問題解決にあたるスクールソーシャルワーカー※30の支援を実施します。</p>	教) 児童生徒担当課
<p>32 子どもに関わる相談体制の充実<継続></p> <p>問題を早期に発見するため、子どもや保護者が、いじめや人間関係、学習等に関する悩みを、24時間いつでも相談できる相談窓口を整備します。</p>	教) 児童生徒担当課

イ 学校や地域において再び学ぶための支援

取組名／取組内容	担当課
<p>33 若者の社会的自立促進（まなぷらっと）<継続></p> <p>札幌市若者支援施設（Youth+）において、高校中退者や中学校卒業後、高校に進学していない者、高校に在籍しているものの通学が途絶えている者を対象に、学校をはじめとする関係機関と連携し、学習支援団体等の地域資源を活用しながら、高卒認定試験の合格や高校への再入学等を目的に学習相談及び学習支援を実施します。</p>	<p>子) 子どものくらし・若者支援担当課</p> 

※29 スクールカウンセラー

子どもの不安や悩みの相談に当たるとともに、保護者・教員などに対し、子どもとの関わりについての助言・支援を行うため、学校に配置される公認心理師、臨床心理士などの心の専門家。

※30 スクールソーシャルワーカー

教育と福祉の両面に関わる専門的な知識や技術を活用し、家庭、学校、地域の関係機関をつなぎ、問題を抱えた子どもを取り巻く環境の改善に向けて支援する専門家。



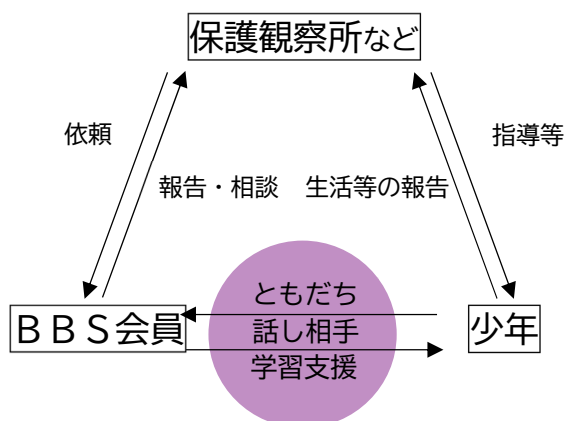
札幌市BBS会

BBS会とは、様々な問題を抱える少年たちに「兄」や「姉」のような立場で接し、一緒に悩み、一緒に学び、一緒に楽しむことを通じて、少年の立ち直りや自立を支援するとともに、非行防止活動を行う団体です。全国に約500のBBS会があり、当会は札幌市の地区会です。設立は1953年と古く、社会人と学生の混合団体で、20～30歳代の青年層が中心に活動しております。

主な活動内容

ともだち活動

兄や姉の立場から同じ目線に立って、少年たちの話し相手、相談相手となって、彼らの成長や悩みの解消を手助けしています。



グループワーク

少年たちとグループになってスポーツやレクリエーションなど行います。共に楽しむことで、少年の心を開くきっかけを与えます。



社会貢献活動・非行防止活動

保護観察所や保護司会、更生保護女性会と共に、社会貢献活動の企画や参加をし、犯罪や非行のない明るい社会の実現に努めています。



朝里海水浴場での海洋プラスチックごみ拾い

自己研鑽

会員自身が更生保護や近接領域について学び、理解を深めるため、毎月の定例会や勉強会の開催、研修等へ積極的に参加しています。



BBS会員のイルカ兄さん

イルカ姉さん

4 様々な困難に応じた効果的な支援の実施等のための取組



(1) 様々な困難に応じた効果的な支援の実施等


現状と課題を踏まえた対応方針

- ・ 犯罪をした人等の多くは、事件への反省を踏まえて生活を立て直し、社会の健全な一員として暮らしていきませんが、中には困難な事情を抱えていても誰にも相談できず、問題が深刻化することによって再犯に至る場合があります。
- ・ 個々の抱える困難な事情は様々であり、例えば、病気や障がい、経済的な困窮、生活経験の不足、対人関係・家族関係の悪化、育児に関する悩み、虐待等の被害体験や心的外傷など多岐に渡ります。
- ・ このため、経歴、性別、生活、年齢、心身の状況、家庭環境、交友関係、経済的な状況等の特性に応じた支援を行うことが重要となります。
- ・ 札幌市では、様々な困難に応じた相談支援を実施するとともに、関係機関とも連携を図りながら取組を推進することによって、個々の抱える困難への効果的な支援と、社会的な孤立防止を図っていきます。



札幌市の取組

ア 少年・若年者への支援等

取組名／取組内容	担当課
34 若者支援施設の運営<継続> ニート、引きこもり、ヤングケアラー等の社会生活を円滑に営む上で困難を有する若者の社会的自立を総合的に支援するため、札幌市若者支援施設（Youth+）において、総合相談、社会参加の促進、様々な困難を抱える若者の居場所づくり、支援機関・団体との連携強化、ネットワークづくりを実施します。	子) 子どものくらし・若者支援担当課 
35 【再掲】若者の社会的自立促進（まなぷらっと）<継続> 札幌市若者支援施設（Youth+）において、高校中退者や中学校卒業後、高校に進学していない者、高校に在籍しているものの通学が途絶えている者を対象に、学校をはじめとする関係機関と連携し、学習支援団体等の地域資源を活用しながら、高卒認定試験の合格や高校への再入学等を目的に学習相談及び学習支援を実施します。	子) 子どものくらし・若者支援担当課 

取組名／取組内容	担当課
<p>36 非行相談に係る対応<継続></p> <p>児童相談所において、非行（ぐ犯行為^{※31}等・触法行為等）相談を受け付け、対象児童の発達上の課題、家族歴や生育歴、養育環境や交友関係等からアセスメント（客観的な評価）を行い、在籍校をはじめ警察、鑑別所等関係機関と連携のうえ、支援を実施します。</p>	<p>子) 家庭支援課</p>
<p>37 子どもアシストセンターによる相談支援<継続></p> <p>子どもアシストセンター^{※32}に寄せられた相談について、子どもが自らの力で問題を解決できるように必要な助言や支援を行うとともに、子どもの権利救済委員が必要と判断した場合には、子どもの置かれた環境が改善されるよう、関係機関に働きかけを実施します。</p>	<p>子) 子どもの権利救済事務局</p> 

イ 困難を抱える女性やDV・虐待等に悩む人への支援等

取組名／取組内容	担当課
<p>38 DV 被害者への支援<継続></p> <p>札幌市配偶者暴力相談支援センター^{※33}にて、DV 被害に関する電話相談や面談、カウンセリングを行い、助言や情報提供、関係機関への専門相談員の付き添い、自立して生活をするための住まいや生活などのアドバイスを実施します。</p>	<p>市) 男女共同参画課</p> 
<p>39 母子・婦人相談<継続></p> <p>各区保健センターにおいて、母子家庭等の生活全般や女性に対する DV に関する相談に応じ、必要な助言や援助を実施します。</p>	<p>子) 子育て支援課</p> 

※31 <犯行為




度重なる家出や深夜徘徊、暴走族や暴力団関係者など不道徳な人との交際、いかがわしい場所への出入り、性的逸脱など、将来刑罰法令に触れる行為を行うおそれがある問題行動のこと。

※32 子どもアシストセンター


「札幌市子どもの最善の利益を実現するための権利条例」に基づき、悩み苦しむ子どもやその周りの大人からの相談を受け付け、子どもが自らの力で問題を解決できるように必要な助言や支援を実施する札幌市の機関。

※33 札幌市配偶者暴力相談支援センター

札幌市が運営する配偶者やパートナー、交際相手からの暴力について相談できる窓口。

取組名／取組内容	担当課
<p>40 困難を抱える若年女性支援<継続></p> <p>暴力被害や性的搾取を含めた身体的・心理的な被害に遭っている又は遭う可能性のある主に 10 代後半から 20 代の思春期・若年期の女性を対象とした、アウトリーチ型支援^{※34}等を実施します。</p>	<p>子) 子ども企画課</p> 
<p>41 虐待の予防・早期発見に向けた支援<継続></p> <p>児童虐待を受けている子どもをはじめとする要保護・要支援児童、出産前から支援を要する特定妊婦等を早期発見、早期支援するために、各区に要保護児童対策地域協議会を設置し、関係機関と連携して子どもと家庭の支援を実施します。</p> <p>また、子育てに悩む保護者に対して「体罰によらない子育ての方法」等について学ぶ機会を提供します。</p>	<p>子) 地域連携課</p> 
<p>42 児童虐待防止に向けた啓発と相談窓口の周知<継続></p> <p>毎年 11 月の児童虐待防止推進月間における各種普及啓発活動のほか、児童虐待発生予防に向け、虐待が疑われる子どもを発見した方が児童虐待通告等を適切に行えるようにオレンジリボン地域協力員養成の研修会や出前講座等を実施し、児童虐待防止に向けた機運を高めます。</p> <p>併せて、適切な通告や相談につながるよう、全国で設置している児童相談所全国共通ダイヤル（189）や、札幌市で設置する子ども安心ホットライン、令和5年5月から開始した親子のための相談 LINE の周知に努めます。</p>	<p>子) 地域連携課</p> 




ウ 障がいのある人への支援等

取組名／取組内容	担当課
<p>43 【再掲】障がい者相談支援事業<継続></p> <p>障がいのある人が地域で暮らし、社会参加していくため、障がい者相談支援事業所は、障がいのある人やその家族等からのあらゆる相談に応じ、障がいのある人のサービス調整や関係機関との連携、地域づくり等のほか、障がいのある单身の方の住宅入居、入居後の定着支援を実施します。</p>	<p>保) 障がい福祉課</p> 

※34 アウトリーチ型支援

支援が必要であるにもかかわらず支援が行き届いていない人に対し、行政や支援機関などが積極的に働きかけて支援を行うこと。

エ 生活に困窮している人への支援等

取組名／取組内容	担当課
<p>44 生活困窮者自立支援制度による相談支援<継続></p> <p>札幌市生活就労支援センター（ステップ）において、経済的な自立を支援するため、生活に困窮している人の仕事や生活の困りごとに関する相談を実施します。</p> <p>また、札幌市ホームレス相談支援センター（JOIN）^{※35}では、住まいを失った人に対して衣食住を提供し、自立に向けた支援を実施します。</p>	<p>保) 地域福祉・生活支援課</p>  
<p>45 生活保護制度<継続></p> <p>経済的に困窮している人の最低生活の保障と自立の助長のため、各区保護課では、困窮の程度に応じて生活を保障するだけでなく、関係機関等と連携しながら、自立に向けた支援を実施します。また、札幌市内に4か所ある救護施設^{※36}では、障がいの種別や年齢を問わず、複合的な障がいを抱えている方などを受け入れ、自立に向けた多様な支援を実施します。</p>	<p>保) 保護課</p> 

※35 札幌市ホームレス相談支援センター（JOIN）

札幌市が委託するホームレス支援事業。総合相談窓口である「基幹センター」と4つのシェルターで、相談内容に応じて利用者の抱える様々な課題に共に向き合い、行き場を失った人が自立していくために必要な支援を行う。

※36 救護施設

生活保護法の規定による保護施設で、身体上又は精神上著しい障がいがあるために、日常生活を営むことが困難な要保護の方に対して、入所により生活扶助を行うことを目的とした施設。

5 民間協力者の活動の促進等のための取組

(1) 民間協力者の活動の促進等

現状と課題を踏まえた対応方針

- ・ 再犯の防止等に関する取組は、保護司会、更生保護女性会、BBS会等の更生保護団体や篤志面接委員^{※37}、教誨師^{※38}、少年警察活動など多くの民間ボランティアの協力により支えられています。また、更生保護法人をはじめとする様々な民間団体等による犯罪をした人等の自発的な社会復帰に向けた支援活動も行われており、こうした活動によって、地域社会における「息の長い」支援が少しずつ形成されてきました。
- ・ 一方で、地域社会の人間関係が希薄化するなど社会環境が変化したことにより、従前のような民間ボランティア活動が難しくなっていること、民間団体等が再犯の防止等に関する活動を行おうとしても、高齢化や担い手不足により、必要な体制等の確保が困難であることなどの課題があります。
- ・ こうした状況を踏まえて、札幌市では民間協力者との連携をこれまで以上に深めるとともに、再犯の防止等の活動を促進するための取組を行っていきます。

札幌市の取組

ア 民間協力者の活動に対する支援の充実

取組名／取組内容	担当課
46 札幌市保護司会連絡協議会への支援<継続> 札幌市保護司会連絡協議会が実施する保護司の円滑かつ効果的な職務遂行の支援や保護司の資質向上のための研修会、保護司及び保護司会活動に関する広報活動などを支援します。	市) 区政課

※37 篤志面接委員

矯正施設において、受刑者や少年院在院者等に対して、専門的知識や経験に基づいて相談、助言及び指導等を行うボランティア。

※38 教誨師

矯正施設において、受刑者や少年院在院者等の希望に基づき、宗教上の儀式行事及び教誨を行うボランティア。

取組名／取組内容	担当課
<p>47 更生保護法人札幌更生保護協会への支援<継続> 更生保護法人札幌更生保護協会が実施する犯罪をした人等が再び社会を構成する一員となるために欠かせない地域の理解と協力を得ることを目的とした広報啓発活動を支援します。</p>	市) 区政課
<p>48 更生保護活動を行う団体への支援<新規> 犯罪をした人等が再び犯罪をすることを防ぎ、又はその非行をなくし、これらの人たちが自立し改善更生することを助けるための活動を行う団体の取組に対する支援を検討します。</p>	市) 区政課
<p>49 更生保護サポートセンターの設置支援<継続> 保護司等が処遇活動や地域における犯罪・非行防止活動を行う拠点として各区役所等に開設されている更生保護サポートセンター※39について、引き続き開設場所を提供します。</p>	市) 区政課
<p>50 地域防犯活動団体への支援<継続> 地域防犯活動団体が行う地域における身近な犯罪の抑止活動や非行防止等の取組に対し、「市民まちづくり活動促進基金（さぼーとほっと基金）※40」などによる支援を行います。</p>	市) 区政課
<p>51 保護司の人材確保に対する支援<新規> 保護司の人材確保のため、市職員研修などの機会を捉え、更生保護ボランティア活動への参加を呼びかける等の取組を進めます。</p>	市) 区政課

イ 更生保護施設による再犯防止活動の促進等

取組名／取組内容	担当課
<p>52 【再掲】更生保護施設（札幌大化院・大谷染香苑）への支援<継続> 更生保護施設が実施する更生保護事業のうち、国からの委託費が支給されない任意の継続保護事業にかかる経費の一部について支援します。</p>	市) 区政課

※39 更生保護サポートセンター

保護司会を始めとする更生保護関係団体と、地域の関係機関・団体及び地域住民との連携を強化し、更生保護活動の一層の充実強化を図ることを目的とした更生保護ボランティアの活動拠点。

※40 市民まちづくり活動促進基金（さぼーとほっと基金）

市民からの寄附をもとに、基金登録団体である町内会、ボランティア団体、NPO 法人などが行うまちづくり活動に対して財政的な支援を行う基金。

「再犯防止」と「定住支援」が設立当初からの目標

更生保護制度は、昭和 25 年に更生緊急保護法が成立し、保護観察に付されない釈放者の保護と更生保護事業についての事項を定めました。

前者は更生保護施設が行う対象者の収容保護、後者は対象者に金品の給与などを行う一時保護事業と、対象者の更生を援助する事業に対して支援・助成を行う連絡助成事業が中心であり、これらの事業活動は、日本更生保護協会をはじめとした団体によって全国で行われていました。

そのような中、昭和 33 年 5 月に札幌更生保護協会は財団法人として設立し、27 年後の平成 7 年 5 月 8 日に更生保護事業法が制定されたことにより、翌年 4 月 1 日から更生保護法人として再出発しました。

以後、更生保護事業法第 2 条に定められている通所・訪問型保護事業（①更生保護施設その他施設への通所又は訪問などの方法による相談支援、②金品の給与又は貸与など）と、地域連携・助成事業（①地域の連携協力体制の整備、②更生保護活動への地域住民の参加の促進、③更生保護事業に従事する人材の確保、養成及び研修、④更生保護事業に関する啓発、連絡、調整又は助成）を中心とした事業活動を札幌保護観察所のご指導の下、展開しています。

<主な通所・訪問型保護事業>

○身元保証支援事業

雇用主が被った被害への見舞金の支払い

○更生緊急保護事業

保護観察対象者などに対する就労支援、生活費などの支援

<主な地域連携・助成事業>

○更生保護関係団体及び更生保護施設の事業に対する支援

札幌保護司会連合会、札幌更生保護女性連盟、札幌 B B S 連盟、札幌協力雇用主会連合会、札幌就労支援事業者機構、更生保護施設札幌大化院及び大谷染香苑が行う事業活動に対する助成

○保護司（特別）研修に対する支援

新任保護司研修、処遇基礎力研修、指導力特別研修（永年勤続保護司研修、薬物担当保護司研修など）及び保護司代表者会議などの開催を支援

○機関紙等の発行

札幌保護司会連合会と合同で「更生保護さっぽろ」を年 4 回発行 など

○「社会を明るくする運動」に対する支援

広報資料及び資材の購入など、札幌地方推進委員会の活動に対する支援

○札幌更生保護センターへの運営支援

運営にかかる費用の一部を負担

6 国・民間団体等との連携強化等のための取組

(1) 国・民間団体等との連携強化等

現状と課題を踏まえた対応方針

- ・ 再犯を防止するためには、犯罪をした人等が抱えている課題の解消に向けて、国、地方公共団体、民間団体等が連携を強化し、協働して再犯の防止等に関する施策を進めていくことが重要です。
- ・ 国では、各種の社会復帰支援のための取組を実施してきましたが、その範囲は原則として刑事司法手続の中に限られるため、刑事司法手続を離れた人に対する支援は地方公共団体が主体となって進めていく必要があります。
- ・ 一方で、地方公共団体は、犯罪をした人等が抱える様々な課題に応じた支援のノウハウや知見が十分でないこと、支援を必要としている対象者に関する情報収集が容易でないなどの課題があります。
- ・ こうした状況を受け、保護観察所、法務少年支援センター（少年鑑別所）といった国の機関では、再犯の防止等に関する専門的知識を活用し、刑執行終了者等からの相談に応じるほか、地域住民や地方公共団体を始めとする関係機関等からの相談に応じて、必要な情報提供や助言を行うなどの地域援助の取組を推進しています。
- ・ 札幌市においても、再犯防止に関する推進体制を構築し、これまで以上に関係機関と連携を図るとともに、安全・安心な地域社会づくりの推進に取り組んでいきます。

札幌市の取組

ア 再犯防止を推進するための協議会等の設置

取組名／取組内容	担当課
53 「(仮称)札幌市再犯防止ネットワーク会議」の設置 ＜新規＞ 再犯防止に関する取組を関係団体と協働し推進していくため、刑事司法関係機関や更生保護関係団体等で構成する「(仮称)札幌市再犯防止ネットワーク会議」を設置し、現状の課題や今後の取組などについて意見交換を実施します。	市) 区政課

イ 関係機関との情報共有

取組名／取組内容	担当課
<p>54 市町村、北海道、都道府県再犯防止等推進会議への参加 <u><継続></u> 再犯防止に関する施策の効果的かつ効率的な推進等について国や他の地方公共団体との情報共有のため、市町村、北海道、都道府県再犯防止等推進会議へ参加を継続します。</p>	<p>市) 区政課</p>

保護観察所における再犯防止推進のための取組

保護観察所は、再犯防止推進のため、保護司活動に対する支援（保護司の活動環境等についての検討・試行、デジタル化の推進等）を始め、更生保護女性会、BBS会、協力雇用主会など、民間協力者と協働し、これらの団体、その他関係機関等と連携して、様々な取組を行っています。以下に、その取組の一部を御紹介いたします。

『就労支援、協力雇用主開拓・支援（就労の確保）』

再犯又は再非行を防止する上で就労の確保は極めて重要であることから、ハローワーク等と連携して、就職活動や就労後の職場定着等の就労支援を行っています。また、刑務所出所者等を雇用していただける幅広い職種の協力雇用主の開拓に努めるとともに、協力雇用主が不安なく刑務所出所者等を雇用していただけるよう、身元保証等による支援も行っています。



『更生保護施設（住居の確保）』

犯罪や非行をした人の中には、頼ることのできる人がいなかったり、生活環境に恵まれなかったり、あるいは、本人に社会生活上の問題があるなどの理由ですぐに自立更生できない人がいます。こうした人々を一定期間保護し、円滑な社会復帰を助けて再犯を防止するという重要な役割を担っているのが更生保護施設です。

『出口支援、入口支援（高齢又は障害のある者等への支援）』

高齢の方や障がいをお持ちの方の中には、刑務所を出所した後に地域社会に定着して生活していくことが難しい場合もあります。そうした方々について、出所後すぐに福祉サービス等を利用して地域で生活できるよう、御本人の同意を得て、刑務所入所中から調整を行っています。また、刑務所に入る前の、被疑者・被告人の段階から支援のための調整を行うこともあります。前者を「出口支援」、後者を「入口支援」と呼ぶことがあります。

『専門的プログラムの実施（薬物依存の問題を抱える者への支援）』

薬物依存の問題を抱えている人は、自らの意志だけでは、薬物をやめ続けることが難しくなっています。薬物事犯に再犯が多いのはこのためです。保護観察所では、こうした人に対し、「認知行動療法」という心理療法の知見を応用した「薬物再乱用防止プログラム」を実施し、薬物を止め続けるための方法を見つけるための支援をしています。専門的知識に基づく特定の犯罪的傾向を改善するためのプログラムには、他に「性犯罪再犯防止」「暴力防止」「飲酒運転防止」のプログラムがあります。



『保護観察所における地域援助の推進（地域による包摂の推進）』

今後、保護観察所においては、刑事手続の入口段階から出口段階、刑事手続を終えた後の地域社会まで「息の長い」支援の実施体制を構築するため、社会内処遇に関する専門的知見を積極的に地域に還元し、多機関連携による処遇の実効性を確保して地域援助を推進し、「地域社会に貢献する更生保護」を実現していきます。

札幌市内の矯正施設での取組

矯正施設では、犯罪をした受刑者や非行をした少年等に対して、彼らが再び犯罪や非行をすることなく、地域で安定した生活を送ることができるよう、様々な働き掛けを行っています。また、彼らが犯罪や非行をした背景には、帰住先や身寄りがない、高齢、障害、貧困、薬物等の依存の問題がある等、何かしらの問題を抱えている者も少なくありません。矯正施設では、それらの問題解決を図るための支援も行っています。

札幌刑務所

札幌刑務所には2つの支所があります。主として、札幌刑務所では男子受刑者を、札幌刑務支所では女子受刑者を、札幌拘置支所では刑事裁判が確定していない未決拘禁者を収容しています。

札幌刑務所と札幌刑務支所では、刑罰の執行を行う一方、規則正しい生活をさせながら、刑務作業を通じて勤労意欲の養成等を行っています。また、改善更生や円滑な社会復帰を図るため、受刑者個々の問題に応じ、薬物依存離脱指導や暴力団離脱指導、アルコール依存回復プログラムといった各種指導を行ったり、就労支援や特別調整（高齢者や障害を有する者に対して、出所後の居場所を確保し、福祉サービス等の必要な支援を受けさせるための調整）等の各種支援を行っています。



加えて、札幌刑務支所では、令和2年から女子依存症回復支援センターを開設し、薬物依存を有する女子受刑者に対して、依存症からの回復を目的としたプログラムを実施しています。

←写真（左）は、同センターで刑務作業として実施している農作業の様子

札幌少年鑑別所

少年鑑別所では、家庭裁判所による観護の措置等が執られた少年を収容し、①家庭裁判所等の求めに応じた鑑別、②健全な育成のための支援を含む観護処遇を行っています。

また、地域貢献の一つとして、札幌少年鑑別所では「法務少年支援センターさっぽろ」を併設し、地域の方々への支援（「地域援助」）を実施しています。例えば、子供の問題行動への悩み、職場でトラブルを繰り返す職員への悩み等、相談内容に応じた助言や心理検査、カウンセリング等を行っています。このような取組を通して、地域における非行及び犯罪の防止を図っています。



↑写真（上）は、職員が面接をしている様子

7 広報・啓発活動の推進等のための取組

(1) 広報・啓発活動の推進等

現状と課題を踏まえた対応方針

- ・ 犯罪をした人等の社会復帰のためには、犯罪をした人等に自らの努力を促すほかにも犯罪をした人等が社会において孤立することのないよう、犯罪をした人等が再び社会を構成する一員となる支援をすることが重要です。
- ・ 国では、「社会を明るくする運動」を推進するとともに、再犯の防止等の広報・啓発活動や再犯の防止等を含めた刑事司法制度に関する法教育を実施し、再犯の防止等について国民の関心と理解を深める施策を実施してきました。
- ・ しかしながら、再犯の防止等に関する施策は、地域住民にとって必ずしも身近でなく、「社会を明るくする運動」や民間団体による再犯防止等に関する活動への関心や理解が得られにくいなどの課題があります。
- ・ 札幌市では、これまで馴染みが薄かった再犯防止や犯罪をした人等への社会復帰支援の重要性について市民の理解を進めるために、刑事司法関係機関や更生保護関係団体等と連携して、広報や啓発活動などを推進していきます。

札幌市の取組

ア 再犯防止に関する広報・啓発活動の推進

取組名／取組内容	担当課
55 「社会を明るくする運動」に関する広報・啓発<継続> 犯罪や非行の防止と犯罪をした人等の更生について理解を深め、犯罪や非行のない安全で安心な明るい地域社会を築くため、「社会を明るくする運動」の広報・啓発等を実施します。	市) 区政課
56 犯罪統計情報の配信<継続> 市民や地域防犯活動団体が犯罪の抑止活動に役立てられるよう、市内の犯罪情勢や時期に応じて増加する犯罪、子どもへの声かけ事案などについて各種媒体を活用して情報提供を実施します。	市) 区政課
57 再犯防止推進に関する広報・啓発の実施<新規> 再犯防止や犯罪をした人等の社会復帰支援の重要性について理解を促進するため、刑事司法関係機関や更生保護関係団体等と連携した広報・啓発活動を行います。	市) 区政課

取組名／取組内容	担当課
<p>58 ホームページを活用した再犯防止支援策に関する情報発信 <新規></p> <p>札幌市公式ホームページ上に、国や北海道、民間支援団体などが実施している再犯の防止等に関する取組を総覧できるページを公開し、様々な課題を抱える犯罪をした人等の社会復帰を支援します。</p>	市) 区政課

イ 民間協力者に対する表彰

取組名／取組内容	担当課
<p>59 札幌市安全で安心なまちづくり功労者表彰の実施<継続></p> <p>長年にわたり防犯活動や更生保護活動に携わる方々の功績を称えるとともに、意欲・やりがいの向上、社会的評価の向上による活動の活性化、安全で安心なまちづくりに対する市民の理解増進のため、防犯活動や更生保護活動に貢献した個人・団体等の表彰を実施します。</p>	市) 区政課

コラム ～札幌市保護司会連絡協議会からの寄稿～

保護司会の再犯防止等に関する取組

札幌市保護司会連絡協議会は、札幌市内 10 区の保護司会をもって組織し、保護司会の任務の円滑な遂行を支援するとともに、保護司法第 1 条（※）に規定する保護司の使命達成に資する活動を行うことを目的としています。

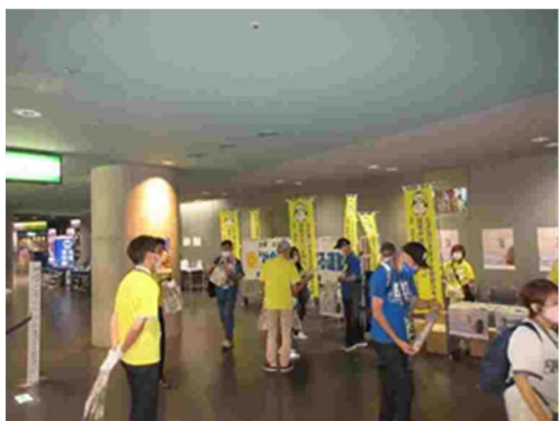
具体的には、個々の保護司の役割に加えて、次のような活動をしています。とりわけ、毎年 7 月は“社会を明るくする運動”～犯罪や非行を防止し、立ち直りを支える地域のチカラ～強調月間であり、「再犯防止啓発月間」とされていることから、市内の各地区保護司会では趣向をこらした犯罪予防の催しが行われています。その一部を紹介します。



市内中学校での保護司による「非行防止教室」
(白石区)



開始から 15 年となる更生保護の理解を深めるための地域コミュニティ FM ラジオによる放送 (南区)



札幌ドームでの社明啓発 (豊平区・清田区)



薬物乱用防止パネル展 (手稲区)

この他に、コンサドーレ札幌コラボポスターを制作し、市営地下鉄車内に掲示したり、独自で作成した啓発ポストカードの配布、区内全町内会回覧板へのチラシ投下等々の活動を地区で展開しています。

※保護司法（保護司の使命）

第 1 条 保護司は、社会奉仕の精神をもって、犯罪をした者及び非行のある少年の改善更生を助けるとともに、犯罪の予防のため世論の啓発に努め、もって地域社会の浄化をはかり、個人及び公共の福祉に寄与することを、その使命とする。

コラム ～札幌市更生保護女性連合会からの寄稿～

更生保護女性会は、地域の犯罪や非行防止のため啓発活動や青少年の健全育成、犯罪や非行をした人の改善更生に協力する女性ボランティア団体です。札幌市更生保護女性連合会は、札幌市内10区の更生保護女性会により組織され、約700名の会員が在籍しています。

<主な活動>

○更生保護施設での食事支援

毎月2回、市内の更生保護施設（札幌大化院・大谷染香苑）で寮生に食事を提供しています。決められた金額で材料を購入し、カレーライスやとんかつなどの家庭料理を作ります。会員が自宅で栽培した野菜や漬け物などを持ち寄ることもあり、愛情とやりがいをもって取り組んでいます。



○赤い羽根共同募金活動

年1回、赤い羽根共同募金の街頭募金活動に参加しています。令和4年は、会員が市役所のロビーに集まり、そこから大通方面に移動して、募金を呼びかけました。

○北海道矯正展「ひまわりの店」

毎年、刑務作業製品の展示・販売が行われている北海道矯正展に「ひまわりの店」を出店し、コッペパンなどを販売して得た収益を活動費に充てています。併せて、ティッシュ配りなど、「社会を明るくする運動」を知ってもらうための啓発活動も行っています。



○出院準備教育昼食会

感染症対策の観点から、近年は見送られていますが、出院準備教育のため、札幌保護観察所管内にある北海少年院や紫明女子学院などの在院者が札幌保護観察所を訪ねた際、手料理を提供するとともに話し相手となって、少年たちの更生を支援しています。

○研修会

活動に必要な知識を得るため、札幌保護観察所などの協力を得て、刑法などを学ぶ研修会を開催しています。常に新しい知識を求めて自己研鑽に励み、犯罪をした人や非行をした人の改善更生への協力などの活動に役立てていきたいと考えています。

ご紹介したのは、札幌市更生保護女性連合会の活動の一部です。この他にも、各地区の更生保護女性会では様々な活動を行っています。

更生保護女性会は、保護司会と連携しながら活動することが多く、私たちは母のような立場から、犯罪や非行をした人の改善更生を優しく見守って行きたいと考えています。現在は、愛に飢えている方が多いと感じますので、愛をもって、これからも地域に根ざした活動を続けていきます。

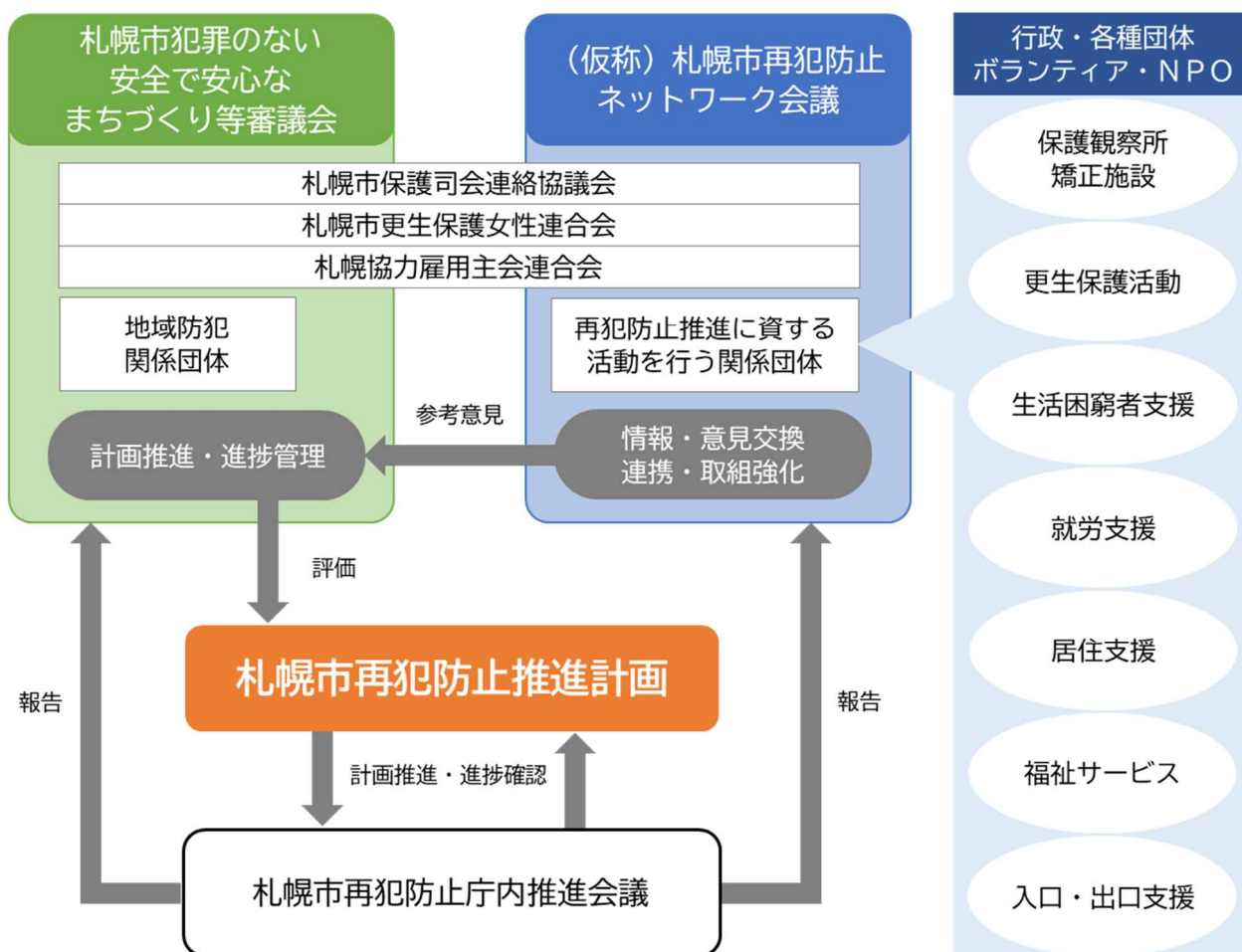
第5章 計画の推進体制

「札幌市犯罪のない安全で安心なまちづくり等審議会」において、第3章－4に示す指標や取組の実施状況を確認しながら、計画の評価や進捗管理を行っていきます。

庁内においても、再犯防止に関連する施策の担当部局等で構成する「札幌市再犯防止庁内推進会議」による組織横断的な計画推進に取り組んでいきます。

また、刑事司法関係機関や更生保護関係団体等で構成する「(仮称)札幌市再犯防止ネットワーク会議」を設置し、相互の情報共有や意見交換等により連携を強化することで、地域における再犯の防止等に関する取組を協働して推進していきます。

札幌市再犯防止推進計画 推進体制イメージ



<資料編>

資料1 札幌市犯罪のない安全で安心なまちづくり等審議会

1 委員名簿（令和5年9月21日現在）

氏名	所属
あいうち ゆうすけ 相内 雄介	公募
あらか たかのり 荒木 孝則	札幌協力雇用主会連合会 事務局長
えだもと ゆうこ 枝元 優子	札幌市更生保護女性連合会 会長
◎ かんもと たかよし 神元 隆賢	北海学園大学 教授
きむら さとみ 木村 里美	北海道CAPをすすめる会 代表
くりう けんいち 栗生 賢一	厚別南町内会連合会 会長
くわばら せつこ 桑原 節子	NPO法人 女のスペース・おん 理事
こばやし じゅんご 小林 順吾	更生保護法人札幌更生保護協会 事務局長
さ さ き のりこ 佐々木 紀子	NPO法人 ゆいネット北海道 センター長代行・理事
まつうら えいこ 松浦 栄子	(公社)北海道家庭生活総合カウンセリングセンター 総括事務担当者
みなかわ さとし 皆川 智司	公募
◎ やまざき まさふみ 山崎 正史	(公財)北海道防犯協会連合会 専務理事
やまもと やすじ 山本 康次	札幌市保護司会連絡協議会 会長
わたなべ ゆうこ 渡辺 裕子	(公社)札幌消費者協会 副会長

◎：会長、○：副会長

(五十音順・敬称略)

2 札幌市再犯防止推進計画検討部会 委員名簿

氏名	所属
あらき たかのり 荒木 孝則	札幌協力雇用主会連合会 事務局長
いそだ たけひろ 磯田 丈弘	札幌弁護士会
いの ひろき 伊野 裕樹	札幌保護観察所 社会復帰対策官
えだもと ゆうこ 枝元 優子	札幌市更生保護女性連合会 会長
かしわ ひろふみ 柏 浩文	(福) 札幌市社会福祉協議会 人材確保戦略担当部長
◎ かんもと たかよし ◎ 神元 隆賢	北海学園大学 教授
くりう けんいち 栗生 賢一	厚別南町内会連合会 会長
くわばら せつこ 桑原 節子	NPO 法人 女のスペース・おん 理事
こばやし じゅんご 小林 順吾	更生保護法人札幌更生保護協会 事務局長
こまつ ひろき 小松 大記	北海道地域生活定着支援札幌センター 所長
たかはし ゆうき 高橋 優紀	札幌矯正管区 更生支援企画課長
なかむら さき 中村 早希	札幌市 BBS 会 事務局長
まつうら えいこ 松浦 栄子	(公社) 北海道家庭生活総合カウンセリングセンター 総括事務担当者
やまもと やすじ 山本 康次	札幌市保護司会連絡協議会 会長
わたぬき まさと 綿貫 真人	札幌市居住支援協議会 (札幌市住宅管理公社総務部総務課長)

◎：部会長

(五十音順・敬称略)

3 審議経過等

札幌市犯罪のない安全で安心なまちづくり等審議会における本計画の策定にかかる審議経過等は、下表のとおりです。

計画の調査審議にあたっては、再犯の防止等に係る学識経験者や刑事司法関係機関、更生保護関係団体等で構成される札幌市再犯防止推進計画検討部会が設置され、集中的な審議が行われました。

日時	主な審議内容等	
令和5年3月29日	令和4年度第2回審議会	・計画策定について諮問
令和5年5月29日	第1回検討部会	・計画の検討体制について ・計画素案の概要について
令和5年6月22日	第2回検討部会	・計画素案(第1章から第4章-3まで)について
令和5年7月27日	第3回検討部会	・計画素案(第4章-4から第5章まで)について
令和5年8月28日	第4回検討部会	・答申案について
令和5年9月6日	令和5年度第1回審議会	・答申案について
令和5年9月21日	答申	・計画策定について答申

資料2 用語集

あ行

○アウトリーチ型支援^{がたしえん}

支援が必要であるにもかかわらず支援が行き届いていない人に対し、行政や支援機関などが積極的に働きかけて支援を行うこと。

○入口支援^{いりぐちしえん}

起訴猶予や刑の執行猶予等により矯正施設に入所することなく刑事司法手続を離れる人で、高齢又は障がい等により福祉的支援を必要とする場合に、検察庁、保護観察所、地域生活定着支援センター、弁護士等が、関係機関・団体等と連携し、身柄釈放時に福祉サービス等に橋渡しするなどの取組のこと。

か行

○仮釈放^{かりしゃくほう}

再犯を防止し、改善や更生、円滑な社会復帰を促進するために、懲役又は禁錮の受刑者を刑期満了前に仮に釈放し、仮釈放の期間（残刑期間）が満了するまで保護観察に付すること。

○鑑別^{かんべつ}

非行又は犯罪に影響を及ぼした資質上及び環境上問題となる事情を明らかにした上、その事情の改善に寄与するため、その者の処遇に資する適切な指針を示すこと。

○救護施設^{きゅうごせつ}

生活保護法の規定による保護施設で、身体上又は精神上著しい障がいがあるために、日常生活を営むことが困難な要保護の方に対して、入所により生活扶助を行うことを目的とした施設。

○教誨師^{きょうかいし}

矯正施設において、受刑者や少年院在院者等の希望に基づき、宗教上の儀式行事及び教誨を行うボランティア。

○矯正施設^{きょうせいせつ}

刑務所、少年刑務所、拘置所、少年院、少年鑑別所及び婦人補導院の総称。なお、婦人補導院は、令和6年（2024年）4月1日付けで廃止予定。

○矯正就労支援情報センター室

法務省が全国8矯正管区（札幌・仙台・東京・名古屋・大阪・広島・高松・福岡）に設置している（通称「コレワーク」）。全国の受刑者・少年院在院者の資格、職歴、出所・出院後に帰る場所などの情報を一括管理し、出所者等の雇用を希望する事業者の相談に応じ、事業者のニーズに適合する者を収容する矯正施設を紹介するなどしている。

○協力雇用主

犯罪をした人等の自立及び社会復帰に協力することを目的として、犯罪をした人等を雇用し、又は雇用しようとする事業主。

○居住支援法人

住宅確保要配慮者の民間賃貸住宅への円滑な入居の促進を図るため、家賃債務の保証、円滑な入居の促進に関する情報の提供・相談、その他の援助などを実施する法人として都道府県が指定するもの。

○ぐ犯行為

度重なる家出や深夜徘徊、暴走族や暴力団関係者など不道德な人との交際、いかがわしい場所への出入り、性的逸脱など、将来刑罰法令に触れる行為を行うおそれがある問題行動のこと。

○刑事施設

刑務所、少年刑務所及び拘置所を総称するもの。刑務所及び少年刑務所は、主として受刑者を収容する施設であり、拘置所は、主として未決拘禁者を収容する施設。

○更生緊急保護

更生保護法（平成19年法律第88号）第85条に基づき、保護観察所が満期釈放者、保護観察に付されない全部執行猶予者及び一部執行猶予者、起訴猶予者等について、親族からの援助や、医療機関、福祉機関等の保護を受けることができない場合や、得られた援助や保護だけでは改善更生することができないと認められる場合、その者の申出に基づいて、食事・衣料・旅費等を給与し、宿泊場所等の供与を更生保護施設等に委託したり、生活指導・生活環境の調整などの措置を講ずるもの。刑事上の手続等による身体の拘束を解かれた後6月を超えない範囲内（特に必要があると認められるときは、更に6月を超えない範囲内）において行うことができる。なお、2022年（令和4年）6月に成立した刑法等の一部を改正する法律（令和4年法律第67号）による改正後の更生保護法においては、更生緊急保護の対象者に、処分保留で釈放された者のうち検察官が罪を犯したと認めたものが追加された。また、更生緊急保護を行うことができる期間について、刑事上の手続又は保護処分による身体の拘束を解かれた後6月の範囲内という原則的な期間に加えて、更生緊急保護の措置のうち金品の給与又は貸与及び宿泊場所の供与については更に6月、その他のものについては更に1年6月（通算2年）を超えない範囲内において行うことができることとされた。さらに、矯正施設収容中の段階から更生緊急保

護の申出を行うことができることとされた。

○更生保護サポートセンター

保護司会を始めとする更生保護関係団体と、地域の関係機関・団体及び地域住民との連携を強化し、更生保護活動の一層の充実強化を図ることを目的とした更生保護ボランティアの活動拠点。

○更生保護施設

主に保護観察所からの委託を受けて、住居がない、頼るべき人がいないなどの理由で直ちに自立することが難しい保護観察対象者や更生緊急保護の対象者を受け入れて、宿泊場所や食事を提供するほか、社会復帰のための就職援助や生活指導等を行う施設。

○子どもアシストセンター

「札幌市子どもの最善の利益を実現するための権利条例」に基づき、悩み苦しむ子どもやその周りの大人からの相談を受け付け、子どもが自らの力で問題を解決できるように必要な助言や支援を実施する札幌市の機関。

さ行

○再犯者

刑法犯により検挙された者のうち、前に道路交通法違反を除く犯罪により検挙されたことがあり、再び検挙された者。

○再犯者率

刑法犯検挙者数に占める再犯者数の割合。

○再犯の防止等

犯罪をした人等が再び犯罪をすることを防ぐこと（非行少年の非行をなくすこと及び非行少年であった人が再び非行少年になることを防ぐことを含む。）。

○札幌市就業サポートセンター

札幌市が委託する民間職業紹介事業者とハローワークが相互に連携し、無料の職業紹介サービスをワンストップで提供する窓口。

○札幌市生活就労支援センター（ステップ）

生活困窮者自立支援法に基づき札幌市が設置した相談窓口。札幌市内に居住している人を対象に、失業、心身の不調や借金など、様々な理由による仕事や生活の困りごとの相談を受け付け、経済的な自立に向けた就労支援を中心に、一人ひとりの状況に合わせた支援を行う。

○札幌市配偶者暴力相談支援センター

札幌市が運営する配偶者やパートナー、交際相手からの暴力について相談できる窓口。

○札幌市ホームレス相談支援センター（JOIN）」

札幌市が委託するホームレス支援事業。総合相談窓口である「基幹センター」と4つのシェルターで、相談内容に応じて利用者の抱える様々な課題に共に向き合い、行き場を失った人が自立していくために必要な支援を行う。

○札幌市若者支援施設（Youth+）

若者の社会的自立を総合的に支援するため、引きこもり・ニート等の若者の自立や社会復帰の支援、若者の仲間づくりやまちづくりなどの活動のサポートのほか、一般の方も含めて体育室や音楽室、活動室等の貸室を行っている施設。

○社会を明るくする運動

すべての国民が、犯罪や非行の防止と罪を犯した人たちの更生について理解を深め、それぞれの立場において力を合わせ、犯罪や非行のない安全で安心な明るい地域社会を築くための全国的な運動。

再犯防止啓発月間である7月は、本運動の強調月間でもあり、全国各地において、運動の推進に当たっての内閣総理大臣メッセージや、ポスター等を活用した広報啓発を行っている。

○就労ボランティア体験事業

就労に必要な実践的な知識・技能等の不足のほか、社会との関わりに不安を抱えている、就労意欲が低下しているなどの理由で就労に向けた準備が整っていない生活に困窮している人、生活保護を受給している人に対して、一般就労に向けた準備を支援する事業。ボランティア体験のほか、就労に向けた基礎能力を高めるためのセミナーや講座等の支援メニューを用意している。

○触法少年

14歳に満たないで刑罰法令に触れる行為をした少年。

○自立準備ホーム

「緊急的住居確保・自立支援対策」に基づき、保護観察対象者等に対して、民間法人・団体等が提供する宿泊場所。

○市民まちづくり活動促進基金（さぽーとほっと基金）

市民からの寄附をもとに、基金登録団体である町内会、ボランティア団体、NPO法人などが行うまちづくり活動に対して財政的な支援を行う基金。

○スクールカウンセラー

子どもの不安や悩みの相談に当たるとともに、保護者・教員などに対し、子どものとの関わりについての助言・支援を行うため、学校に配置される公認心理師、臨床心理士などの心の専門家。

○スクールソーシャルワーカー

教育と福祉の両面に関わる専門的な知識や技術を活用し、家庭、学校、地域の関係機関をつなぎ、問題を抱えた子どもを取り巻く環境の改善に向けて支援する専門家。

○生活保護受給者等就労自立促進事業

札幌市がハローワーク三所と協定を結び、各区保健福祉部、ステップ等からハローワークに就労支援の要請をした対象者に対し、関係機関が連携を図り、組織的にチーム支援を行う事業。就労支援ナビゲーターと、各区就労支援相談員若しくはステップ支援員による就労支援チームが対象者との面接等により、求職活動の支援や職業訓練の受講あっせん等就労に向けた具体的な支援を行う。

○青少年を見守る店

買い物などに訪れた子どもたちに温かい声をかける、子どもたちに悪影響を及ぼすようなものは「売らない」「見せない」など、子どもたちが健やかに安心して暮らせるまちづくりに協力する店舗。

○精神保健福祉センター

都道府県や指定都市に設置されており、精神保健及び精神障害者の福祉に関する知識の普及・調査研究、相談及び指導のうち複雑又は困難なものを行うとともに、精神医療審査会の事務、精神障害者保健福祉手帳の申請に対する決定、自立支援医療費の支給認定等を行い、地域精神保健福祉活動推進の中核を担うもの。

た行

○地域生活定着支援センター

高齢又は障がいにより、福祉的な支援を必要とする犯罪をした人等に対し、矯正施設、保護観察所及び地域の福祉等の関係機関等と連携・協働しつつ、身体の拘束中から釈放後まで一貫した相談支援を実施し、社会復帰及び地域生活への定着を支援するための機関。平成21年度（2009年度）に厚生労働省によって「地域生活定着支援事業（現在は、地域生活定着促進事業）」として事業化され、原則として各都道府県に1か所設置されている。なお、北海道には、札幌市と釧路町の2か所に設置されている。

○地域包括支援センター

介護保険法で定められた、地域住民の保健・福祉・医療の向上、虐待防止、介護予防マネジメントなどを総合的に行う機関。

○^{ちいきわかもの}地域若者サポートステーション

働くことに悩み・課題を抱えている 15 歳～49 歳までの方に対し、キャリアコンサルタント等による専門的な相談支援、個々のニーズに即した職場体験、就職後の定着・ステップアップ相談等による職業的自立に向けた支援を行う就労支援機関。

○^{でぐちしえん}出口支援

矯正施設から出所する人に対して行う社会復帰支援のこと。

○^{とくしめんせついいん}篤志面接委員

矯正施設において、受刑者や少年院在院者等に対して、専門的知識や経験に基づいて相談、助言及び指導等を行うボランティア。

な行

○^{にんちけんすう}認知件数

警察が発生を認知した事件の数。

○^{にんていしゅうろうくんれんじぎょう}認定就労訓練事業

事業者が自治体から認定を受けて生活に困窮している人に就労の機会を提供する事業。長期離職者やニートなど、すぐには一般企業等で働くことが難しい人に対して、状況に応じた就労の機会を提供するとともに生活面や健康面での支援を併せて行う。

は行

○^{はんざいしょうねん}犯罪少年

罪を犯した少年（犯行時に 14 歳以上であった少年）。

○^{はんざい}犯罪をした人等^{ひととう}

犯罪をした人又は非行少年（非行のある少年をいう。）若しくは非行少年であった人のことをいい、矯正施設（刑務所、少年刑務所、拘留所、少年院、少年鑑別所及び婦人補導院）の退所（退院）者に限定されない。捜査機関において犯罪行為を行った事実（被疑事実）が認められたものの、犯罪の軽重や情状等が考慮され、微罪処分や不起訴処分（起訴猶予）となり裁判に至らなかった人や、刑の執行を猶予された人、保護観察を終えた人なども含まれる。なお、婦人補導院は、令和 6 年（2024 年）4 月 1 日付けで廃止予定。

○^{かい}BBS 会

Big Brothers and Sisters の略称で、非行少年等の自立を支援するとともに、非行防止活動を行う青年ボランティア団体。

ひこうしょうねん
○非行少年

犯罪少年、触法少年、ぐ犯少年の総称。

ほごかんさつ
○保護観察

犯罪をした人または非行のある少年が、社会の中で更生するように、保護観察官及び保護司による指導と支援を行うもの。

ほごし
○保護司

犯罪をした人や非行のある少年の立ち直りを地域で支えるボランティア。その身分は法務大臣から委嘱を受けた非常勤の国家公務員であり、保護観察の実施、犯罪予防活動等の更生保護に関する活動を行っている。

ま行

す きっぽろ
○みな住まいる札幌

札幌市居住支援協議会が住宅確保要配慮者（低額所得者、被災者、高齢者、障がい者、子どもを養育している人、犯罪をした人等、その他住宅の確保に特に配慮を要する人）の居住の安定確保に向けて設置した相談窓口。

みんせいいいん じどういいん
○民生委員・児童委員

民生委員法に基づき、社会奉仕の精神をもって、常に住民の立場に立って相談に応じ、必要な援助を行うなど、社会福祉の増進に努める民間の奉仕者。市長の推薦により、厚生労働大臣が委嘱する。民生委員は児童委員を兼ねており、地域で子どもが元気で安心して暮らせるように、子どもを見守り、妊産婦の子育ての不安や妊娠中の心配ごとなどの相談・支援を行う。

